

平成18年度 第2回長野県公共事業評価監視委員会議事録

開催日時 平成19年1月30日(火) 10:00~16:30

開催場所 長野県庁 特別会議室

出席委員 福田志乃委員長、内山卓郎委員、塩原俊委員、田口康夫委員、中村靖委員、平野稔委員、保母武彦委員、母袋創一委員(青山貞一委員、宇沢弘文委員、岡本雅美委員、梶山正三、金子勝委員欠席)

1. 開 会

(進行:事務局)

ただいまから、第2回長野県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。私は土木部土木政策課主任専門指導員の赤羽敏雄と申します。この会の進行の方を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではお手元に配付いたしました次第により進めさせていただきます。はじめに、本来でございますれば長野県公共事業再評価委員会の委員長であります腰原副知事よりごあいさつを申し上げるところでございますけれども、本日は所用のために欠席をさせていただいております。かわりまして土木部長の原悟志よりごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

(原土木部長)

土木部長の原悟志でございます。よろしくお願いいたします。それではかわりまして私からごあいさつを申し上げます。

福田委員長をはじめ各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、本委員会にご出席をいただきまして御礼を申し上げます。また去る1月12日・17日には、厳冬期中、対象事業のうち4カ所について現地調査をしていただき、それぞれの箇所でご意見をいただきました。重ねて御礼を申し上げます。

さて本日は第2回の委員会でございますが、本年度の再評価対象事業10カ所の再評価案につきまして、第1回委員会でのご意見、ご質問、また現地調査の結果を踏まえまして追加のご説明をさせていただき、ご審議をお願いすることとしております。今回は午前中からお集まりいただき長時間の審議となりますが、委員の皆様方の忌憚のない十分な審議をお願いし、年度内に再評価案に対する委員会のご意見をいただきますようお願いをしたいと思います。委員の皆様方のご協力をお願いをいたしまして、簡単ではありますがごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(進行:事務局)

引き続きまして、福田委員長にごあいさつをお願いいたします。

(福田委員長)

今日は朝早くから、長丁場ということでお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。皆様、委員の7名の方が現地調査にご出席されて、現場を見たことで本当に事業の意義とかよくわかったと思います。それで、前回、大変たくさんの資料請求をしましたけれども、県庁の皆様、ご苦労様でございました。

今日は、皆様お持ちくださっている前回のA3の資料と今日配られた資料2つで審議を深めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

(進行：事務局)

本日は、青山委員、宇沢委員、岡本委員、梶山委員、金子委員が、ご都合により欠席されておりますので、ご報告をいたします。また、前回お見えにならなかった上田市長さんがいらっしゃっておりますので、ご紹介をいたします。母袋創一委員です。

(母袋委員)

よろしくどうぞお願いたします。

(進行：事務局)

それでは議事に入らせていただきます。福田委員長さん、よろしくお願いをいたします。

3. 議 事

(1) 平成18年度長野県公共事業再評価について

(福田委員長)

議事に入ります前に、今日の議事録の署名委員という形で、この前、青山さん、内山さんをお願いしましたので、今日は塩原委員様と田口委員様をお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。ではそのような形で進めさせていただきたいと思います。

では早速審議に入りますが、まずお手元にあります「第1回評価監視委員会での質問、資料請求事項」資料1を見ていただきたいんですけども。前회가、タイトルでいうと「設計変更によるコスト縮減可能性検討」みたいな感じになっていたので、そうではなく、各事業に共通する追加事項を請求しました。

そのおさらいですが、1番目に、全体的な理念ですね。分野別においての道路事業だとか、河川、防災がどうなっているのか。それがどういった長野県の中の状況に置かれて、県政としてどう変化に対応していこうとしているのか。その理念なり考え方を説明してほしいということ。

2つ目として、継続事業ですからこれまでも延々と事業を続けてきたわけですけども、これまでの事業成果とか、あとそれによつての多様な良い点、悪い点、問題点、課題があるはずなので、教えてほしいということ。そうでないと継続の是非はなかなかわからないというご意見ですね。

3点目として、施設がつくられたり整備されていく中での利用実態がどうなっているのだろうということ。特に道路なんかでは、センサス等のデータが出てなかったということがございます。

4つ目として計画・設計の見直しというか、先の話があってどのように、変更に至った経緯とか考え方を出してほしいと。住民対応とかがあるんだったらどうなっているのかということですね。

5番目として、これはちょっと難しいんですけども。整備しました、つくりました、変更しましたということにプラスして維持管理をどう考えているか。事業としては、維持管理の部署というのはほかにあるんですが、一つの道路事業とした場合、住宅事業とした場合に、維持管理だけを縦割りで考えないことが重要ですから、「その事業としての維持管理」を考えるとどうかと。

この5つのご指摘があって、今回やります10事業全部に共通していたことですので、前回ご出席でなかった方もいらっしゃるので、このような分厚い資料を追加してもらい、今日午前中からの審議となったわけです。

お時間は一応4時半までとなっておりますが、早く終わるんだったらできるだけ早く終わりたいと。10事業なので、時間で切るわけではございませんが、事務局の方から、一つの事業について10分ぐらいの説明がかかってしまうのかなと。その後、一つの事業について20分ぐらい、委員様で審議。そのような形で進めていければいいかなと思ってございます。

それでは審議に入らせていただきます。まずこの資料の一番上の流域下水道事業からご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

(松沢生活排水対策課長)

それでは生活排水対策課の松沢克典でございます。流域下水道事業について、ご説明を申し上げます。まず説明を申し上げる前に資料の確認をお願いいたします。流域下水道につきましては、前回の資料のほかに、今回、資料請求がございましたものを資料2ということで、そこに一覧表を掲げてございます。諏訪湖水質保全計画から見直しの内容まで30ページ分でございます。それから1ページめくっていただきまして、第1回の評価監視委員会での質問、資料請求につきましては、対応資料番号の一覧表をつけてございます。以降は資料のとおりでございます。それでは資料に従いましてご説明を申し上げます。

諏訪湖流域下水道事業につきましては、委員より質問や指摘がございました内容につきまして、前回に加えてご説明を申し上げます。なお、個別に請求がございました資料の説明は後ほど行います。

はじめに諏訪湖流域下水道の現在の事業の段階について申し上げます。前回も申し上げましたが、諏訪湖流域下水道事業は、供用を開始をして既に27年が経過をしております。現時点において、主要な下水道の幹線管渠と処理場施設はほとんど完成をしております。事業費では1,080億円の計画のうち、既に910億円が終了いたしましたして、残事業費は170億円となっております。これは前回資料の1-1でございます。

事業を進める基本となりました全体計画でございますが、平成7年度に策定されたものでございます。これ以降、この全体計画のうち段階的に整備を進めまして、終末処理場の水処理系列は現在5系列、処理能力が15万トンというところまで完成をしております。

まず最初に福田委員から指摘がありました各事業に共通する5項目のうち、全体的な理念及びこの事業が始まった背景と、これまでの対応について、ご説明を申し上げます。お手元に配付をいたしました第4期の諏訪湖水質保全計画をもとに説明を申し上げます。15

ページをお開きください。そこに「諏訪湖水質保全対策の経過」というところを書いてございます。前回もご説明申し上げましたが、昭和30年代後半から高度経済成長によります産業の発展や都市化の進展に伴いまして、諏訪湖の水質汚濁は著しく進行いたしまして、アオコの発生、それから悪臭、魚類のへい死などの不快な現象や被害があらわれるようになりました。結果、諏訪湖は国内で最も汚れた湖の一つということになったわけでございます。

このため、昭和40年に諏訪湖浄化対策研究委員会が設置をされまして、諏訪湖の水質汚濁防止のための諸対策が、昭和43年7月に提言をされました。15ページの資料の一番上、諏訪湖浄化対策研究委員会が「諏訪湖浄化に関する研究」を刊行し、諏訪湖浄化の提言をするというところがございます。その中の大きな一つが流域下水道の整備ということでございます。これを受けまして、昭和46年に事業を着手しております。なお、昭和54年10月には、岡谷市・諏訪市等について、一部処理を開始をしております。

そのほか諏訪湖は、昭和61年11月には湖沼水質保全特別措置法による指定湖沼の指定を受けております。これを受けて、湖沼の水質保全計画を策定して諏訪湖の浄化に取り組んでまいりました。

また平成6年3月には、諏訪湖水域に係る窒素、燐の上乗せ排水基準が設定をされまして、諏訪湖流域下水道におきまして窒素、燐を除去できる施設の整備を進めてまいりました。

次に事業のこれまでの事業成果について、ご説明を申し上げます。流域下水道によりまして下水道を整備してきた効果が、諏訪湖の水質にどのような変化をもたらしたかということでございます。17ページの資料2-2をごらんをいただきたいと思っております。17ページには、下水道の普及率を赤い棒グラフで、それからCOD、窒素、燐の経年データをグラフで示してございます。このように諏訪湖の水質は年々改善傾向があらわれておりまして、事業の効果があらわれているというふうに考えます。

次に18ページをごらんいただきたいと思っております。この資料2-3は、「諏訪湖環境に関する住民意識調査」の結果を示したものでございます。これは、平成18年2月に信州大学が実施をいたしました「諏訪湖環境に関する住民意識調査」の結果でございます。対象は諏訪広域圏の住民、3,019人ということでございます。この研究は、諏訪地域の住民の皆さんがどのような諏訪湖を望んでいるか、あるいは住民の皆さんは何によって諏訪湖の環境を評価しているかを明らかにするために実施をされたものであります。

下水道に関する主な結果につきましては、19ページをごらんいただきたいですけど、諏訪湖に対する関心という中で見ますと、「水質」というものに72.2%という最も高い関心があるという結果になっております。

それから次の諏訪湖の水質でありますけれども、20ページでありますけれども、現在の諏訪湖の水質に対する評価であります。「浄化が非常に進んだ」あるいは「少し進んだ」というのが54.9%でございます。「浄化があまり進まない」あるいは「ほとんど進んでいない」の24.8%の2倍以上の結果になっております。

それから21ページであります。諏訪湖の浄化が進んだ理由はということを知っておりまして、けれども、「下水道事業が進んだため」という回答が83.9%というような結果になっております。

それから諏訪湖の有効な水質改善対策につきましては、22ページで聞いているんですけども、「下水道の整備」というのが32.3%、「下水道への接続を高める」というのが22.1%というような結果になっております。

諏訪湖の水質改善におきまして、諏訪湖流域下水道は大きな役割を果たしてきたというふうに考えております。また下水道整備に寄せる住民の期待も大きいというようなことが言えるかと思えます。

次に当該事業の施設の利用実態について、説明を申し上げます。先ほどもご説明を申し上げましたが、17ページの資料2-2に利用実態としての下水道普及率を示しました。下水道普及率は現在97.1%というふうになっております。また25ページの資料には、これまたあとで後ほど説明を申し上げますけれども、資料の2-6でありますけれども。流入汚水量及び将来の流入汚水量の予測を示してございます。

次にこの全体計画の見直しによる具体的な内容として、計画・設計の見直しの思考のプロセスにつきまして、資料の2-4から2-6を用いまして説明をさせていただきます。今回の全体計画は、近年の少子化あるいは節水意識の向上等の事業をめぐる社会情勢の変化に伴いまして、実態に合った下水道計画の見直しを行うものでございます。

23ページの資料の2-4、諏訪湖流域下水道計画見直しにおける人口推計についてをお開きをいただきたいと思います。まず1番目に、近年の少子化等の人口動態を反映し推計を行いました。計画処理人口の推定は、国立社会保障・人口問題研究所の平成15年市町村別将来人口推計に基づいております。これは移動率などを考慮いたしましたコーホート要因法によっておりまして、全国レベルで市町村別に人口推計値が示された唯一の資料でございます。各自治体において頻繁に引用されております。この計画行政人口に、現況の行政区域内人口と下水道計画区域内との人口比率を用いまして、計画処理人口を推定をしております。

この結果、計画処理人口を見直しまして、1万6,240人の減ということになりました。これは前回お示した資料にも示されてありますけれども、20万5,400人から18万9,200人へと見直しということでありまして。

それから24ページの資料2-5、汚水量算出手法についてをお開きください。まず2番目に水使用の実績を調査をして、実態に合った原単位を設定をいたしました。この結果、原単位を、これも前回も申し上げましたけれども、1人1日50リットルの減ということになります。それで人口の減と合わせますと、家庭系の汚水量を3万4,600 m^3 /日の減ということになります。

それから3番目に工場排水の実績調査を行いまして、工場汚水量を見直しをいたしました。これも前回お示しましたけれども、3万3,200 m^3 /日から1万9,000 m^3 /日という見直しを行いまして、1万4,200 m^3 /日の減ということになってございます。

以上の結果は、前回お示した資料1-4に示したとおりでございます。結果といたしまして、計画汚水量を18万6,000 m^3 /日最大から13万7,200 m^3 /日最大へと計画を見直しをしたものでございます。

次に資料2-6、25ページでございますが。供用開始からの水量の伸びと今後の水量の予測、及び水処理施設の整備状況をあらわしたグラフでございます。計画汚水量は13万7,200 m^3 、それに対しまして水処理の施設能力が現在5系列で15万 m^3 でございますので、将

来的にも5系列で対応が可能でございます。

次に維持管理でございますが、流域下水道の維持管理は、処理場と幹線管渠の維持管理を県が担当いたしまして、枝線の管渠の維持管理は市町村が行うということになっておりまして、そのようにやっております。それにかかる費用につきましては、下水道利用者より徴収される使用料を市町村で徴収をいたしまして、処理場と幹線管渠の維持管理にかかる費用を市町村から県へ負担金ということで納めていただいております。

次に前回の委員会でご質問がありました事項について、ご説明を申し上げます。処理場の放流水の水質データにつきましては、29ページにお示しをいたしてございます。それから諏訪湖への影響、これは先ほどもお示ししましたけれども、普及率と諏訪湖の水質の変化ということで、資料2-2、17ページでございます。それから諏訪湖に関する環境基準点の測定結果につきましては、資料2-7、26ページにお示しをいたしました。

それから現地視察時にご質問がございました維持管理費でございますが、維持管理費につきましては、維持管理費と有収水量の推移を資料2-8、27ページでありますけれども、これにお示しをいたしました。それから特定環境保全公共下水道につきましては、資料2-9、29ページにお示しをいたしました。なお、特定環境保全公共下水道と申しますのは、対象人口がおおむね1,000人から1万人で、水質保全上特に必要な地域について施行されるものでございます。

また、残事業費の内訳も示せということでございましたので、30ページに資料1-4の、今回つけかえをしてございますけれども、追加記載をしてございます。生活排水対策課からのご説明は以上でございます。

(福田委員長)

どうもありがとうございました。大変たくさんの資料請求をしてしまって。今回は本当にわかりやすかったと思います。いきなり計画人口が減って、だからコストが減りましたということではなくて、これだけの説明があると事業の意義なり、特に住民さんの評価が高かったというのはわかると思うんです。これにつきましては、一番データを請求された梶山委員様と青山委員様が今日は欠席なので、データについて、細かいご判断をされるかわからないんですけども。

何か皆様、今日のデータとかごらんになって、また前回、いろいろ現地調査とかも行かれた方がたくさんいらっしゃいますが、そういう点から見て、評価なり、また問題点なり、この事業の考え方ですね。それで行き着くところで計画処理の人口からコストを縮減しますということなんですけれども。そういった流れについて、何かご意見なり、何かございますでしょうか。

(保母委員)

ちょっといいですか。17ページのところで、今回見直しをすることについてはおおむねわかるんですけども、最終的に諏訪湖の水質について、これ、どのような見直しになるかということですね。このCODを見ますと、確か目標は3ですね、環境基準が。それで、これで見ると確かに横ばいからやや低くなっているかという状況は、17ページのこの上のこれで見えるんですけども。3には届いてないですね。もうちょっと詳しいのは

ありますかね、数字が。

(松沢生活排水課長)

これは、私ども下水道サイドで答えるということよりも、水環境保全総合計画、今回、来年度また立てますけれども、水環境課の方で答えをいただいた方がよろしいのかもしれませんが、資料2 - 1の6ページをごらんをいただきたいと思います。これは現在の諏訪湖の水質保全計画でございます。実績と18年度の目標値は4.6、それで最終的な水質環境基準は、先ほど先生おっしゃいましたように3ということでございます。

現在の諏訪湖のプランクトンの状況は、いろいろな先生がおっしゃっておりますけれども、プランクトンはミクロキスティスが変わりまして、今、アファニゾメノンというプランクトンに変わっております。それともう一つは、藍藻類が出ておったんですけれども、それが減ってきてまして、かわりにと申しましては何なんですけれども、珪藻類が増えております。したがって、それは藍藻類が上の光を遮断してしまうものですから光が届かなかったんですけれども、それが少なくなったもので光が届くようになりまして、今後は逆に、藍藻類は減ったんですけども、それと逆の関係で珪藻類が増えているというようなことになっております。詳しくは水環境課なり、あるいは信州大学の先生のご意見を承らなければならぬということだと思えます。私どもが承知しているのはそういうところであります。

(保母委員)

質問としてはこういうことなんですけれども、世論から見ますと非常に下水道への期待は大きいですね、先ほど説明されたように。実際にも、おそらく対策としても下水道での対策というのは大きいと思うんですけれども、この環境基準を今後の達成する見通しと下水道との関係ですね。その水質は環境の方だと言われると下水道で答えるところはなくなってしまふんですけれども、そうではなしに、一体となってどのようにこの環境基準まで持っていくのかという見通しの方はどうなんでしょうかね。このグラフを見る限りでは、どうもそのあたりが明確ではない感じはいたしますけれども。

(松沢生活排水対策課長)

それにつきましては、来年度、第5次の水環境保全総合計画を立てるようになっておりまして。その第5次の水環境保全総合計画の中で、県全体のそういう施策を全部まとめまして、それであと委員の先生にお願いをしまして立てる形になっております。第5期の諏訪湖の水質保全計画を来年度立てるということでもあります。

ただ現在は、下水道サイドだけで申しますと、現在、先ほど申し上げましたように下水道の普及率が97%ということになっておりますので、いわゆる事業所とか、それから家庭系の汚水はほぼ下水道の方に取り込まれているということであろうと思えます。

(保母委員)

そうしますとあれですか、諏訪湖の水質について、下水道の方としてはもうやるべきことはやったと、ほとんど。という理解に近いんじゃないですか、今の言われることは。

(松沢生活排水対策課長)

そうですね、今、普及率が97%ということでありますので、いわゆる点源対策と言いますか、汚染源対策としての下水道の整備のところは、ほぼ、100があれですけども、なからいつていると。97%というのが今現在の普及率でございますので、整備が進んでいるという状況であります。

(保母委員)

そうするとどういう対策を今後やられるのかですね。

(福田委員長)

そうですね、もし目標を達成しきらなかった場合に・・・

(木曾生活環境部長)

すみません、生活環境部の方ですけども。ちょうどお手元に第4期の諏訪湖水質保全計画が行っておろうかと思えますけれども。これについて、今、説明したとおり5期の諏訪湖水質保全計画を来年度立てるということになっております。そのために専門家の方々集まっていたきまして委員会を設置する中で、いろいろな計画を立てていくという中で、諏訪湖のお手元にある4期の計画の中に、6ページですけども書いてございます。ここに諏訪湖の全体の保全計画についてどう進めるかという概要が示されております。

これは4期のものですが、目指すべき方向と課題ということでございます。その中に主な課題は次のとおりということで表になって掲げてありますけれども、非特定汚染源対策、農地の肥料、それから自然地域からの土砂流入、それから山からの汚濁負荷というもの。それから自然浄化機能を活用した浄化対策、これについては諏訪湖の周辺の植生の回復等でございます。それから地域住民による浄化対策ということで、周辺企業または住民で諏訪湖の周辺をそれぞれの分担で持っていて、アダプトプログラムというのを取り入れていきまして対応するというような格好での取り組みが、下水道のほかにあるということでございます。

水質の目標はとりあえず4期ではこのようになりますけれども、専門家の方々集まっていた中で、環境基準を達成する形での取り組みをさらに強めてまいりたいということでございます。

その隣のページが諏訪湖に流入する汚濁負荷量ということでございまして、ただいま委員さんがご指摘のとおり、下水道につきましてはほぼ上限のところまで来ておりますけれども、ほかに講ずべき事項があります。それらについて、今言ったような中身で取り組んでまいりたいというようなことでございます。

次のページの8ページに具体的な、下水道以下、浄化槽等の整備、家畜排せつ物処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備、湖沼の浄化対策ということで、このような事項が挙がっておりますが、5期計画についてもこのような格好で進めていくような格好になるかというふうに思っております。以上です。

(福田委員長)

今の8ページにあるアダプトプログラムというんですか、こういうのをやっていくと、下水道では97%達成、それで残りの3%は、こういったことを施していけば達成できるだろうと。その辺まで、計画では見直しているということで。いかがでございましょうか。

(保母委員)

この7ページのあたりの汚濁負荷源から見ますと、自然系ですね、このあたりがやっぱり面的なのが一番大きいですよ。対策としてはなかなか、これは下水でやるわけにいかないし、これが一番。だから言われるとおりなんだけれども、かなり難しい問題があるということですよ。

(木曾生活環境部長)

諏訪湖周辺には、富士見町、原村方面の高原野菜とか、そういう畑作、それからまたは諏訪湖周辺の稲作等ございますけれども。そういうところに対して、側条施肥、全体に肥料をまくのではなくて、作物の根もとに肥料を入れてやるとか、そういうような格好での、農政と一体となった取り組みをしていく中で、面的負荷を減らしていこうというような取り組みを、県の組織を含めて全体で進めていくというような方向になっております。

(福田委員長)

「方向にあって」ということですが、今現在、農政の方でもそういったことで進んで、かなり成果を上げているのですか。それには農家の方々への説得とかあると思うんですが。地元を巻き込んでいかなければできないことですが、その辺はかなり？

(木曾生活環境部長)

まずは稲作につきましても、田植えの際に肥料をそのまま根もとに入れていくというような格好での理解を得ながら、そういう田植え機を入れていってもらって、普及していくということ。それから農業試験場あたりで、セロリについての側条施肥というのを、今、研究中でございまして。その面で対策が進んでいると。研究段階ですから、これでまた普及に向けて農協の協力を得なければならぬということがございますが、一応一体となって進めていると。5期計画の中にはそれらがすべて盛り込まれてくるということです。

(福田委員長)

非常にいいお話だと思います。結局、こう普及をしていくというか、啓発なりご協力を得ていくことについても、皆さんで諏訪湖の美化というか、その辺を農家の方も目標にしていかなければ、ということですよ。すごくわかりやすいお話でしたが、いかがでございましょうか。

(保母委員)

いいですよ、もうこれだけですけれども。方向としてはそうでしょうけれども、この6ページの図ですよ、一番上の。これを見る限り、この政策結果として諏訪湖の水質を改

善するという、その大目的との関係でいうと、これはおそらく県庁を挙げてというか、市町村も含めて、相当の努力をされないと困難だろうなという感じはするんですよね。福田委員長の方から言われたように、確かに農家の意思形成を図って対策を打っていくと。これはまたなかなか大変なんですよ、方向としてはそうだとしてみね。

あとここで出てないので言えば、これ現地を見てないからわからないんですけども、今まで河川整備をやってこられましたよね。この自然系、農地から出てきた水について、それが河川の方があまりにも整備されていると、汚濁したままというか、浄化されずに諏訪湖に流れ込むという問題もあって。先ほどの、相当のお金をかけてやってきたけれどもなかなか改善されていないと。住民の方は下水に期待していると。期待している下水が役割が大体終わるとなれば、あとのところをどのように見通しを持つのかということは、来年度と言われるから今日議論してもしょうがない話ですけども、そのあたりはちょっと全体的に見ていただきたいと思います。

(木曾生活環境部長)

実は諏訪湖、環境省、全国で10カ所の湖沼水質保全計画を立てている場所があるんですけども。湖沼の改善がなかなか進まない中で、諏訪湖については非常に進んでいる方々です、全国的なレベルから見ますと。今の時点で目標値にはまだ達しておりませんが、ほとんどのほかの湖は、グラフが右肩下がりにならなくてほとんど平らで推移してきてい中で、諏訪湖はどちらかという改善に向かっている。10数年前は、湖岸にアオコがべったりと層状になっておりまして、その上に乗れるような状況、塩原委員さんよくご存知かと思いますが。その状態から比較して、現在ではほとんどアオコが、抹茶をまぶした程度の発生が見られるということで、環境省から言わせると非常に改善が進んできている湖の一つというふうにとらえているようでございます。

(保母委員)

言葉を返す気はないですけども、遅れたところを見て安心しないようにしておいてください。

(木曾生活環境部長)

承知しました。

(田口委員)

ちょっとすみません。素人であまりよくわからないので質問したいんですけども。流入系のことに対してある程度対策してきて、こういう結果が出てきているんですけども。実際、過去において底に堆積している分がありますよね。その辺は全然関係ないんですかね。

もし流入系のことに関して考える場合に、例えば千曲川の上流なんかはやはり高原野菜で、結構肥料の問題が出てきていますね。本来、川というのは上流に行けば行くほど水質がよくならなければいけないんですけども、千曲川の上流もかなり上流が濁っているんですよね。それはもう間違いなく肥料関係のことだと思うんですけども。やはり私はず

っと見ていて違うのは、畑に降った水が直接川に流れ込むようなシステムになってしまっ
て。前は入り込む間に緑化地帯とか、いろいろな形があって。また川の中でもアシとかそ
の他の植物がいっぱい茂っていたような状況だったんですけれども。流量の関係から木は
生やさない、アシは刈るとか、そういう形で対応してきた結果がこういう状態になってい
ると思うんですけれども。

つまり6ページの3のところ、水質保全のほか水辺や流域の保全に関する施策という
ことが書いてあるんですけれども、かなりその辺のことをしっかりやっていると、自然系、畑も自然系に近い状況になっていると思うんですけれども、自然系のものから入
るものを抑えることはなかなか難しいなというふうに思うんです。

それで、諏訪湖の底に沈殿したようなものが影響しているということになれば、例えば
あそこは、諏訪というのは地震の上に存在しているような場所なんですけれども。こうい
う大きな設備というのは、地震のようなものに非常に弱いと思うんですね。いったん機能
ができなくなった場合に、一気に諏訪湖にもものが流入するようなシステムになっているわ
けですね、今のところは。だからその辺のことが1回起きたら、かなり取り返しのつかな
いくらいの沈殿物とか汚染物がまた一気に諏訪湖に沈殿してしまう、たまってしまいう
ような状況になりかねないので、いわゆる危機対策みたいなものがどういうふうに今後
盛り込んでいくのか、今現在、盛り込まれているのか、その辺をちょっとお聞きしたいん
ですけれども。これ、現地視察のときもちょっと質問したんですけれども、全く時間がな
くて何も答えてもらえなかったんですけれども、どうでしょうか、その辺は。

(木曾生活環境部長)

まず諏訪湖の底泥のことですけれども。底泥からの窒素・燐の溶出というよう
な問題が取りざたされていることから、昭和の初めころから底泥のしゅんせつを進めてま
いっております。その4期の計画の中にも一部書いてございますけれども、8ページの下
の方でございますが。しゅんせつを一部行っております。ただ、このしゅんせつの効果が
非常に2年ほどでまたもとに戻ってしまうというような調査研究もございまして、非常に
大変お金がかかるしゅんせつをこのまま続けていくべきかというところが、国土交通省の
段階でも非常に今クエスチョンマークになっているということでございまして。しゅんせ
つに対する事業は、その費用対効果を見てから進めるべきというようなことございませ
う。

もう1点、物理的な部分で、しゅんせつをしますとどうしても上げた排土がございませ
う。しゅんせつ土がございませうが。これの処分をどの場所にするかというようなことで、また
長野県のような、諏訪盆地のような狭い場所ですらその場所を探していくのが非常に苦しい部
分があるということで。しゅんせつにつきましては、いろいろな課題を含んでいるとい
うことです。

それから河川における浄化対策としましては、河川の中でかなり自然工法というのを諏
訪湖の場合も取り入れております。単なるコンクリートによる護岸整備というものではな
くて、ところどころに自然石を配置して流れを緩めるような格好でのこと。それから河口
域にかなりアシ等が茂る状態での河道内の状況ですか、そんなこともございまして、そ
こで多少なりの吸収が図れるのかなということでございませう。

それから耐震強度の問題につきましては、確かに委員さんおっしゃるとおり、諏訪湖の

周辺、豊田の処理場のところは、昔々は湖の中だったというような経過がございます。ただ、あの基礎としましては、そのようなことも十分考えて、地表から多分防震用というか、施設を維持するためのパイルが20本ぐらいつなげて下に入っております。耐震強度については、現在の技術における最新の防震対策はとって建設をしてあるというふうに聞いております。

(塩原委員)

ちょっと2、3、お伺いしたいんですが、直接今日の議題と関係するかどうか分かりませんが、最近、ワカサギがとれなくなったという話を聞きまして、信州大学の先生は、浄化が進めば魚がとれなくなるのは当たり前だというような記事を長野日報にお書きになっていましたけど、この間。

それとの関係で、最近、ここ10年ぐらい、冬になりますと塩カルをまきますよね。その塩カルは生態系に対して影響がないのかどうかということ、それを一つ伺いたいんですけども。

(木曾生活環境部長)

水がよくなることによって漁獲量が落ちる、落ちないという話は、ちょっとうちの方で調査結果がありませんので、ちょっとお答えできないところです。そういう意味では、水がきれいになったところにすむ魚が、要するに魚の生態系が変わってくるのではないかなという感じはしますけれども、ちょっと調査結果がまとまっていないのでお答えしかねますが。

それから塩カルをまくことについては、今まいているレベルであれば、雨が降ったり雪が降ったりという中で、希釈された段階で、また諏訪湖のような大きな湖へその水が入ったことによって、魚類に影響が出るかということになりますと、魚類、そういう塩分の濃い水が入りますと、ああいう広いところですからとっさに逃げる場所はいくらでもあるので、そこでへい死が起きるといようなことはちょっと考えられません。前に聞いた話では、高速道のわきの民家において、限られた池等にそういう濃い水が入って死んだというのは、伊那の方で聞いておりますけれども、ああいうフリーな開放形のというか、無限希釈されるような場所では影響はちょっとよろしいかなと。それでもとも塩化カルシウム自体は、海水の中から精製してとられたものでございますので、自然の水の中にも多少なりの濃度ではあると。海水ほどは濃くないですけども、多少なりはあるというふうに認識しております。

(塩原委員)

それからもう一つは、蓼科地区のリゾート開発の問題ですけども、新しい団塊の世代などがこちらに来るとい計画はないというこの前のご発言でございましたが、蓼科地域はかなり古くからのリゾート地というものがございまして、そこにはまだ流域下水道も公共下水道にも接続していない部分があるらしいということを聞いております。その実態をどのように把握していらっしゃるか。

それからそういう古いところは、多分合併浄化槽とかそういうものを義務づけていらっ

しゃるとは思いますけれども、そういうものがかなりもう老朽化して、役に立たないような状態になっているのではないかといううわさが、かなり諏訪地域にはあるんでございます。そこで、そのような実態をどのようにつかんでいらっしゃるか。つまりどのくらいの広さ、何軒ぐらいの別荘地がそういう状態になっているかということ把握していらっしゃるかどうか。

それからそれを将来、流域下水道の中に接続するという計画がないのかどうか、その辺を伺いたいんですが。

(松沢生活排水対策課長)

下水道計画ですので、私からお答えをいたします。蓼科のリゾートにつきましては、あれはディベロッパーが責任を持つべきでございます、ディベロッパーが対応すべき問題であります。それで、蓼科地区の、蓼科湖周辺の300数十ヘクタールにつきましては、今回もそうでございますし、既に下水道の計画区域内に入っておりますけれども、それ以外の下水道区域については、茅野市さんからお話はございません。

(塩原委員)

茅野市からないから野放しだということですか。将来そういうものをやっぱり、流域下水道なり公共下水道なりに接続していくという計画はないんですか。

(松沢生活排水対策課長)

計画は、今のところ茅野市さんから申し出がございませんので、計画はないということでございます。

(塩原委員)

そうですか。

(木曾生活環境部長)

それから浄化槽の関係でございますけれども、個々のそれぞれの浄化槽の維持管理状況につきましては、法定検査等が義務づけられている中で、その管理の状況についてチェックがされているのと、地方事務所の中に環境課というのがございまして、そちらの方では定期的に浄化槽を回らせていただいて、水をとらせていただいて、チェックをかけるというような格好でございます。ただ合併浄化槽以前の古い浄化槽については、順次、設置者の理解を得ながら切りかえをやっていってもらうというような方向では動いております。

(田口委員)

合併浄化槽と流域下水道の関係なんですけれども、前回、梶山委員だったですか、どちらがいいのかというようなことをしゃべっていたんですけども。やはり災害が起きたときのことを考えると、1カ所に集中するようなやり方というのは、必ず破綻するんですよ、現実的には。その辺を考えた場合に、合併浄化槽でやっていくのか、流域下水道でやっていくのかという、その辺の結論は十分議論してやっていく必要があるんです。何でも

かんでもつなげれば良いという問題ではなくて。ですから私は、その辺はもうちょっとしっかりと議論をして、選択すべき問題だと思うんですけども。

(塩原委員)

わかりました。それでもう一ついいですか。何軒ぐらいあるかという質問は、何軒ぐらいか、どのぐらいの広さかということはわかりますか。

(木曾生活環境部長)

浄化槽の台帳がございますので、調べればわかります。それからもう1点、合併浄化槽でやるか、流域で公共下水道でやるかという部分につきましては、長野県は下水道エリアマップというのを作りまして、長野県、都市型の集中した地域と、それから山村型の地域が非常に幅があります。集中地域についてはやはり費用対効果の中で、公共または流域でやっていくのが適切というようなこと。それから非常に山村的部分につきましては合併浄化槽、その中間的に地域地域にまとまりがあるところは農業集落排水事業というようなことで、費用対効果が一番上がる方法でやっていこうということで、3つの污水处理施設について、マップを作りまして、二重投資にならないような格好での政策を進めているというのが現状でございます。

(福田委員長)

この下水については、流域下水＝国土交通省側でいくのか、農業集落排水＝農水省でいくのか、合併浄化槽＝厚生労働省でいくのかということになります。これは下水の範疇を超えて、どんどん話が展開してきりがなくなってしまうので。ちょっと今回は、理念が重要で、「下水道マップとしてやっている」というお話ですので、ちょっとここで止めさせていただきます。流域下水の是非について論じ出すと、もう1日にかかっても終わらなくなってしまうので。

一応、諏訪湖に対しては、今回のこの事業につきましては、下水道によっての一定の成果は上がっていると。計画変更でコスト減ということについては、委員会としては認めて良いかということなんですが。保母先生がご指摘されたように、諏訪湖環境の大理念というか、ここで環境のこの値については、多額なコストをかけてきた割には評価ができないという見方もあるし、でも頑張ってきた評価はできるとの見方もあります。ここは課題として大きく残して書いておくところだろうと。でも県庁側の皆様としては、庁内横断したアダプトプログラムというやり方もやっている。

今後はこの下水道というところにコストをかけていくということではなくて、浚渫の課題なり、河川の浄化の課題なり、それについては周辺の住民さん、農家の方々のという非常に大きな課題もあるということを出して行って。逆にいえば、委員会としては、この単体の下水道という部署だけではもう諏訪湖というものを改善できないから、庁内横断的に広げて、地域の意識啓発なり、あとその下水道のエリアマップとか含めてだけれども、さらに総合的な仕方での諏訪湖というものについては考えていけないといけないというようなことをまとめるのが、今回は精いっぱいなのかなと思います。ここは提言みたいな形でまとめていくべき話だと思うんですけども、いかがでございましょうか。

(保母委員)

29ページの下のところなんですけれども、テーマを絞りまして、下水道としてどのようにこの諏訪湖の水質に対応できるかという場合に、この下水道を、今97%、限りなく100%に近づけると、これは一つありますよね。もう一つは、処理水の水質を、この豊田で出すのについて、ここに出ていますけれども、これをさらにアップ、水準を高めることができるのかどうか。ここの数字を先ほどから見ていて、ちょっとよくわからない点があるにはあるんです。

流入水、入ってくるのが、平均で見るとCODが67。それが放流のときに5.3になると。除去率が92%、かなりやっておられますよね。排水基準というのと、その右の方の処理目標値というのがありますよね。これ(排水基準)30、(処理目標値)10というのですね。これとの関係で、放流水の実績として5.3なりこれがあるから、この排水基準なりこらのところを、排水基準がえらい高いんだけど、このあたり、いずれにしる高度処理の方をさらに進めるといことは、下水道として次の課題としてあるのかないのか。これはもう限界だという話なのか、そのあたりの下水道がやれる分野の問題としてはいかがでしょうか。

(松沢生活排水対策課長)

パンフレットを申し上げてあると思います。クリーンレイク諏訪のパンフレットをちょっとごらんいただきたいと思うんですけれども、その11ページでございます。そこに諏訪湖流域下水道でやっております窒素と燐の高度処理のフローを、11ページの一番下のところにつけてございます。今、諏訪湖流域下水道で採用しておりますこの高度処理のフローというのは、「凝集剤併用型の循環式硝化脱窒法+急速ろ過」というタイプでございます。現状、国土交通省の制度の中で、窒素・燐を除去し、なおかつ急速ろ過をかけているというようなところは、湖沼へ放流水を放流している処理場におきましては、大体このような方式をとっております。

現状のお金というか、許されるお金と、それから求められる処理水質につきましては、今の設備をした中ではこれ以上処理水質を上げるというのは、凝集剤をもっとたくさん使ってどんどんお金をかけてということであれば、それはまた話は別になりますけれども。一方ではやっぱりコスト削減を図らなければならないということもございまして、省エネルギーも図らなければならないということもあります。それで、あとイニシャルコストをどのくらいかけられるかというような話もございまして。

現状では、この私ども、今、諏訪湖で採用しております「凝集剤併用型の循環式硝化脱窒法+急速ろ過」というタイプが、現状のところでは多くの、湖沼へ放流水を出しているところで採用されている標準的な方法ということでございます。

(保母委員)

この29ページの窒素でもどれでもいいんですけれども、これ、数字的にちょっと教えてほしいんですけれども。CODでいきましょうか。流入水というのは、これは実績ですね。

(松沢生活排水対策課長)

はい、17年度の平均値であります。

(保母委員)

17年度ですね、17年度の最大、最小と平均値と。これは処理場から出されている放流水の実績ですね。5.3というのはね。

(松沢生活排水対策課長)

はい、そうです。

(保母委員)

除去率は、これはいいですよ、計算すれば出ると。そうですよね。排水基準ですね、これは何に当たるんですか。

(松沢生活排水対策課長)

これは法で定められた特定施設、流域下水道の処理場そのものは水質汚濁防止法の特定施設に当たりますので、法で定められた排水基準であります。水質汚濁防止法であります。長野県の場合は条例でも決まっておりますので。

(保母委員)

その右の方ですけど、これは。

(松沢生活排水対策課長)

放流水の高度処理目標値というやつですか。これは、今のこの「凝集剤併用型の循環式硝化脱窒法+急速ろ過」という、この、私どもがとっているこの方法でこのぐらいはいけるだろうと。これを目標に運転しましょうというやつであります。

(保母委員)

そういうことですか。これは条例で何か・・・

(松沢生活排水対策課長)

ではなくて。

(保母委員)

ではない。機械の能力。

(松沢生活排水対策課長)

機械というか今の方法、ここでとっている方法の、プラントの処理目標値であります。

(保母委員)

ここまではいこうと、10に対して5.3までいっていると、平均的に。というふうな理解でいいんですか。

(松沢生活排水対策課長)

そうです。

(保母委員)

そういうことですね。そうするとこの処理目標値というのは、これはどこで、この管理事務所で確認されているというか、担当で確認されている数字。

(松沢生活排水対策課長)

下水道法の中で、実は昨年度、下水道法が改正になりまして、構造に対して大体このぐらいいまではいけるだろうというようなものが、国土交通省の方から出されております。それと横並びになっております。

(保母委員)

そうですか、わかりました。そうすると、この処理目標値まではもちろんクリアした放流水の平均になっているということで理解したらよい訳ですね。これを高める点についてはコストとの関係という訳でしょうけれど、その時に、面的に広げていくのが公共事業との関係では今まで以上だったんでしょうけれども、同時にもう一方での質的な問題ですよ。としてはこの課題が残ると。だから、諏訪湖の水質をよくしようとすると、下水道だけでは対応は全部できないけれども、もう諏訪湖は重要だからとことんコストをかけるという判断もあるかもしれないし、それはバランスを見て適当にということもあるかもしれないということなんですね。だからここらが一つの課題になると、次のね。

(福田委員長)

今のご指摘、すごく重要だと思います。これも委員会の方でまとめていけることだと思います。「10までいける、あとはコスト次第で」ということですが、これは委員会で言える話でも、下水道の方々の単独の方で判断できる話でもないということで、そこをどう考えるかというのは、委員会でまとめる大きな課題の一つとしたいと思います。

(田口委員)

すみません、それに関してなんですけれども。この数字から見ますと、CODではなくても、ほかのものもそうなんですけれども。例えば今稼働しているものの2割くらいをストップさせても、条例的には問題ないということになりますよね。一番最後の処理目標値は別として。そういうふう判断してもいいんですか。数字的にはそういうことですよ。

(松沢生活排水対策課長)

今おっしゃっているのは、いわゆる処理場の能力として、流入水量に対応して処理施設を、例えば1系列の半分くらいを使わないというような意味でおっしゃっているというこ

とでしょうか。

(田口委員)

そうです。

(松沢生活排水対策課長)

それは非常に難しい問題でありまして。下水道の計画というのは、実は下水道というのは、汚水はみんなそうなんですけれども、平均的な汚水がいつも均等に入ってくるわけではないわけですよ。時間変動、水量の時間変動もありますし、それから水質の時間変動もあるわけです。それで、処理場というのは、そういう計画論で申しますと、1日最大汚水量をのめる、そういう処理を求められております。ところが、実際には時間最大でも入ってくるわけですよ、時間最大でも。流入量もそうですし、それから水質もそうです。それがダブったときにはもっと高いピークに負荷量としてはなるわけなんですけれども。そういうものが入ってきても、ちゃんときちんと処理できる、そういうものに対応しなければいけない施設でありますので、今、委員おっしゃられたように、ぎりぎりやればよいということではないのかなというふうには思います。要するに・・・

(田口委員)

最大値に合わせるような形でいく・・・

(松沢生活排水対策課長)

そうです、日最大を水量としてのめる、そういう計画をしなければならないということでございます。

(福田委員長)

ほかに何かございますか。ないようでしたら、下水道につきましては、県の方から出していただいた資料を踏まえ、コストの削減の考え方にも課題を抱えるということも含めて、一応、委員会の中で、今年は了承させていただいたということによろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(福田委員長)

それでは次の道路にいきます。下水道の方、どうもご苦労様でございました。

(田中道路課長)

それでは道路事業について、説明させていただきます。道路課長の田中利喜夫でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明いたします。全体的な理念ですね。それからこれまでの事業成果、施設の利用形態、維持管理につきまして、まず説明をさせていただきます。そのあとに設計変更のプロセス及び個々の事業についての各データにつ

いては、全体説明後にお話をさせていただきます。

まずまことに申しわけないんですが、資料3でございますが、先般お配りしたものにちょっとデータ不足がございましたので、今日お配りしたものに全差しかえをお願いいたします。追加した内容でございますが、7ページから11ページの各箇所のデータの不足がございました。それともう1点、一番最後のページ、A3でございますが、「長野県新時代」を支える道づくりという、全体的なペーパーをつけさせていただいております。申しわけございませんが、そちらの方でお願いいたします。

それではパワーポイントによりまして説明をさせていただきます。まず長野県の土木部で取り組んでおります社会基盤整備づくりの施策について、ご説明いたします。土木部では、記載してございます5つのポイントで実施してございます。1番、安全で安心な災害に強い県土づくりの推進。2番目でございます。ひと、ものの交流や観光交流を活発化し、地域の活力を強化する交通基盤の整備でございます。3番目が、暮らしやすい活力に満ちたまちづくり、自然と共生する持続可能な地域づくりでございます。4点目が、計画的な維持管理と社会基盤ストックの有効活用でございます。5点目でございますが、地域づくりを支え、地域を守る建設業が活躍できる環境整備の推進。以上の5本を施策の柱として行っているところでございます。

このうち道路につきましては、2番目の「ひと、ものの交流や観光交流を活発化し、地域の活力を強化する交通基盤の整備」を主に位置づけているところでございます。

2番の内容でございますが、重点的な取り組みといたしまして、基幹的な道路ネットワーク、高規格幹線道路、地域高規格道路の形成が1点でございます。2点目として、産業・観光の活性化の支援と円滑的な区域的道路ネットワークづくりが2点目でございます。赤く書いてございますが。3点目が、市街地交通の円滑化と都市拠点の形成、都市活力の向上のための交通ネットワーク整備でございます。4点目が、生活、医療・福祉施設、公共など、暮らしに密着した交通ネットワークの整備でございます。これらを目的に、記載のそれぞれの箇所の事業を実施しておりますところでございます。4点の重点的な取り組みを示してございます。

次に道路事業の施策といたしまして、もう少し詳しく説明させていただきます。あわせてお配りしました資料3の最終ページをごらんいただきたいと思います。資料3の最終ページでございます。まず現状といたしまして、県内のうち特に中山間地における道路整備の遅れが見られるところでございます。次に都市部における交通渋滞の解消、沿道環境の改善が求められております。また災害時に多く発生する通行止めによる交通障害、これらが大きな問題点としてとらえてございます。現在の状況と今後の社会の動向を考慮した上で、県土全体の道路ネットワークの構築、また医療、福祉や暮らしに直結する道路整備、災害時等緊急時における信頼性の高い道路整備を課題としてございます。パワーポイントの下段、上の段を説明いたしましたところでございます。

こうした課題を解決するために施策をご説明いたします。キーワードといたしましては、「活力」、「安心力」、「危機管理力」、「成長力」ということで、施策を展開しておりますところでございます。

まず「活力」でございます。人やものの広域的な移動や交流の拡大、効率化を図るための基幹的なネットワークとなる高速交通網の整備を促進するため、また高規格道路や国・

県道を含めました総合的な道路ネットワークの構築。また三遠南信自動車道関連道路及び地域高規格道路の整備推進を具体的に進めてまいるところでございます。

次に2つ目の「安心力」でございます。身近な生活道路の整備や、医療・福祉施設へのアクセス向上等、暮らしやすい交通ネットワークの形成でございます。これを図るため、メニューといたしましては、ローカルルール適用や局部改良による危険箇所の解消。また交差点改良によります渋滞の解消。それから歩道の整備によります歩行者安全度の向上を行ってまいるところでございます。

3つ目でございます。「危機管理力」でございます。緊急輸送路の道路機能をアップいたしましたして、災害に強い道路ネットワークの整備を進めまして、集落の孤立化を防ぐとしてでございます。このため1つとして、緊急時の代替道路の確保、2つ目として、幹線道路におきます雨量規制区間の整備。3つ目でございますが、緊急輸送路、第一次でございますが、第一次の緊急輸送路の整備。4点目として、冬期におけます道路状況の情報提供を進めてまいるところでございます。

キーワードの4点目でございますが、「成長力」として、観光・産業を支援し、円滑な交通を確保するネットワークづくりを進めてまいります。具体的にはでございますが、産業拠点、主要観光地、観光施設及び高速道路のインターチェンジアクセス道路の整備を進めてまいるところでございます。

こうした施策を進めることによりまして、「活力」といたしましては、広域的なネットワークの概成による移動時間短縮でございます。また「安心力」でございますが、安全にすれ違えます生活道路整備、緊急医療機関への所要時間の短縮、渋滞ポイントの渋滞解消などによります安心・安全な生活の確保を図ってまいるところでございます。

また「危機管理力」といたしましては、大規模地震発生時の救援活動に大きく役立つ緊急輸送路の整備、また異常気象時の規制値の緩和、さらには規制区間の縮小を図ります。これによりまして、安心・安全な生活の確保に寄与することができてまいるところでございます。

また4点目の「成長力」でございますが、産業団地、主要観光施設及び高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備促進を図ることによりまして、県内の経済・産業の振興と発展に役立っていくことを目標としております。

以上、県政におけるまず道路の位置づけについて、説明をさせていただきました。

次に今後の道路の維持管理について、ご説明をさせていただきます。これは資料3に加えましての説明となりますので、よろしく申し上げます。今までの道路の維持管理でございますが、「壊れる前兆が顕著になってから」、また「壊れたら直す」という事後保全、「壊れたら直す」という形でございますが、主流であったところでございます。それはちょっとこちらの、すみません、パワーポイントの画面で申し上げます。資料3では5ページでございます。ちょっとこれに補足してやってございます、申しわけございませんが。

今までは「壊れたら直す」という事後保全ですね、そういった「壊れたら直す」というのが主流であったわけでございます。こうした修繕ですと、損傷が進行・拡大する場合は非常に多く、工事が大規模になりましたり、致命的な損傷となることがございまして、更新を早くやらなければならない場合が多くあるわけでございます。こうした反省を踏まえまして、現在、予防保全という方へ維持管理の方が大きく変化してきてまいるところござ

います。

予防保全でございますが、道路ストックの定期的な点検等、管理の実施と、構造物等の変化と耐久性を的確に把握し、損傷が深刻化する前にこまめな対策を実施することによりまして、構造物の長寿命化ですね。それとライフサイクルコストを下げるという考え方でございます。事前の点検によりまして、手を加えることによりまして、非常に長寿命化、ライフサイクル化を図るということでございます。こうしたことによりまして、頻繁な定期的点検が必要でございますが、維持管理の手法として、今、アセットマネジメントという維持管理の手法と言われてございますが、こういったことを確立して、維持管理費の縮減に努めていきたいというふうに考えてございます。ちょっと資料3の補足でございまして、事後保全から、今は予防保全ということで、すみません、パワーポイントの方で説明させていただきました。

続きまして、次をお願いします。個々の提案いたしました箇所の歴史的な位置づけと道路状況について説明させていただきます。長野県内に5街道のほか、5街道というのはご承知のように東海道、中山道、甲州街道、奥州道中、日光道中というふうに聞いてございます。5街道のうち、中山道、甲州街道が通過しており、また細かい絵はできますので、すみません、前段だけご説明させていただきます。街道沿いに宿場町が形成されてきて、その地域の中心として発達してきたところでございます。また5街道以外に主要道路としては、脇往還という言い方をさせていただきますが、北国街道、千国街道、伊那街道などがあるところでございます。具体的にこちらから入りますが、

まず国道147号の高家バイパスでございます。千国街道あるいは塩の道と呼ばれました、日本海から塩を運ぶ道として利用されているところでございます。写真でお示した絵でございまして、江戸時代の松本の初市の様子でございます。初市は今から約400年ほど前でございまして、上杉謙信が武田信玄に塩を送った際、その塩が松本市に1月11日に届いたことを祝いまして、市が立ったというのが始まりと言われていたところでございます。現在の道路の状況でございますが、資料3の7ページをごらんいただきたいと思います。資料3の7ページに道路諸元等でございます。委員のご質問の方で交通量とか、混雑度、平均走行速度等のご質問がございましたので、その辺の説明もさせていただきます。現在の道路状況ということでございますが、中段の下の方でございます。道路諸元の欄の、この当地域では12時間交通が1万3,947台と多い状況でございます。混雑度が1.36、それから旅行速度が23.6km/hでございます。また昼夜率は1.22という状況でございます。また地元の対応でございますが、計画段階から説明を行ってきておりまして、現在は用地の進捗率が100%となっております。見直しについてでございますが、平成16年度に供用開始時期の前倒しとコストの縮減の検討を行い、見直しを実施したところでございます。第1番目は以上でございます。

次に伊那バイパスの関係について、ご説明申し上げます。続きまして、国道153号、伊那バイパスでございます。この道路は伊那街道あるいは三州街道と呼ばれてきて、中山道の脇往還として中馬で荷駄を運ぶ通商の道として利用されてきたところでございます。中馬についてでございますが、これは宿で馬を乗り継ぐ伝馬ですか、伝える馬で伝馬町の伝馬ですね。伝馬に対しまして、街道を通じまして馬を変えない方式だというふうに聞いてございます。中馬でございますが、運賃とスピードが改善された方式でございます。これ

らの制度の導入によりまして、通商の道として大いに栄えたのが今回の伊那バイパス、伊那街道あるいは三州街道でございます。

また資料3の8ページをごらんいただきたいと思います。次のページの8ページでございます。現在の状況でございますが、12時間交通で1万4,961台と多く、混雑度は1.36、旅行速度は28.3km/hでございます。また昼夜率は1.31でございます。地元対応でございますが、事業説明、工事説明を随時実施しており、これから工事を予定しております南箕輪村内の用地取得率は85%となっております状況でございます。

続きまして、姥神峠道路についてご説明いたします。国道361号、姥神峠道路でございます。この道路は権兵衛街道と呼ばれまして、木曾で不足する米を伊那から大量に搬入しようと考えた木曾11宿の宿場役人が開削した道と言われておるところでございます。伊那から木曾へは峠が2カ所ございます。姥神峠頂上には御嶽信仰の霊神碑など石碑が多くございます。また権兵衛峠にも御嶽大権現の石碑などが建っております。パワーポイントでちょっと写真は示させていただいております。こんなような昔からの石碑のある歴史のある街道でございます。

同じく資料3の9ページでございますが、現在の状況でございますが、12時間交通で2,629台、また昼夜率は1.25となっております。ちょっとデータのまだこれ開通したばかりでございますが、ちょっとデータ的にはほかと違って少ないデータになっておりますが、よろしく申し上げます。

続きまして、売木峠バイパスについて説明いたします。国道418号、売木峠バイパスでございます。売木村と阿南町の新野地区は明治時代に合併した経過がございます。現在、それぞれ分かれておりますが、人と物流の往来があったところでございます。その間の売木峠につきましては、その交流を支える重要な道路として機能したところでございます。阿南町でございますが、民俗芸能やお祭りが多数ございまして、その中に国の文化財指定を受けたものもございます。パワーポイントで示した写真でございますが、国の重要無形民俗文化財の「新野の盆踊り」ということでございます。神々を供養いたします盆踊りは、夜を徹して行われまして、明朝に盆踊りを締めます、右側の写真がございまして「神送り」で終了するというような歴史的な背景がございます。

また現在の道路の状況でございますが、資料3の10ページをお願いいたします。資料3の10ページでございますが、12時間交通で1,274台、また混雑度が0.19、旅行速度については40.2km/hで、昼夜率は1.16でございます。計画の見直しにつきましては、売木村側の事業着手に当たりまして説明会を行っております。そのときにバイパスと現道の接続について要望をいただいておりますが、ルートの見直しを行いまして今回の状況になっております。その結果、現道と平面交差によります接続としてございます。この見直しにあわせまして、歩道設置延長について再検討をいたしまして、現道を利用することが可能な区間について見直しを行いました。これらの見直し内容については、平成18年1月及び8月に説明会を行いまして、地権者の皆様の了解を得ているところでございます。

最後でございますが、十方峠バイパスについて説明いたします。国道418号、十方峠バイパスでございます。当路線は、県南地域を東西に連結いたします唯一の幹線道路でございます。天龍村でございますが、こちらにも伝統芸能が多数ございまして、多くの観光客が訪れていただいております。写真は国の重要無形民俗文化財に指定されております。これ

は天龍村の西の方にございます大河内池大神社というのがございますが、そこの例祭でございまして、これは村人の無病息災を祈って行われる神事でございまして、舞殿におかれましては、釜を清めるため釜の前で舞が行われます。祭式終了後に釜の湯を飲むと1年無病息災ということと言われてございます。遠山地域には、遠山祭りということで同じように釜の周りを回って無病息災を祈るような芸能がございまして、これもその一環でございまして。資料3の現在の状況、資料3の11ページをお願いいたします。現在の道路状況でございますが、12時間交通が766台、それから混雑度は0.13、旅行速度50.1 km/h、昼夜率が1.16でございまして。こちらにつきましては、道路構造令の改定に伴いまして、歩道の設置に関して見直しを行いました。天龍村藁野地区から南信濃村、現在の飯田市までの約10 kmの間でございまして、現道を歩行者ルートとして使用可能なことから、歩道整備延長を見直したものでございます。

以上で道路事業についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

(福田委員長)

今、道路事業についてのご説明をいただきましたけど、何か委員の皆さんからまずご質問がありますか。

(塩原委員)

この計画について、現地で促進運動とか反対運動とかというものがありましたら、ご紹介いただきたいと思います。

(田中道路課長)

地元の要望を受けて各事業を進めておりまして、特に反対運動というのはございません。

(塩原委員)

そうですか。

(福田委員長)

ほかに何か質問とか。

(田口委員)

前回、私の質問の中に入れてあったんですけど、資料として今入っていないんですけども。旧道の、新しいものができたとして、旧道の維持管理費の、いわゆるつくられたときから現在に至るまでの費用はどのくらいかかったかということが、出してもらいたかったんですけども。つまり、つくって、旧道を維持管理するだけでも結構大変な額になってきて、市町村に払い下げるといっても、出どころはみんな同じですからね、予算的には、だからちょっとその辺のことが一番気になりました。

(原土木部長)

権兵衛ですね。

(田口委員)

そうですね、旧道を使うというところは権兵衛に限らず。

(田中道路課長)

旧道は原則的に、今、委員おっしゃったように、市町村の方で管理していただきたいということで、今、進めてございます。まず権兵衛でございますが、姥神ですか、今までいくらかかったというのは、例えば道路はどのくらいというのはあるんですけども、今後これからやる計画でございますので、データとしては今後どれくらいかかるかというのは、これからの数字でございます。これから出てくる数字という意味でございますが。要するに、例えば道路を市町村の方に管理していただいてどのくらいかかるかというのは、今後それぞれの交通量とか傷みぐあいとか、そういうのがございますので。ただ、標準的にはどのくらいというのは、大体出せると思います。

(田口委員)

いずれにしても、結構急斜面の山腹を切り開いて道路をつくったわけですよね。ですから、大雨が降れば土砂が出るとか、崩れがあるとか、そういったものを過去どのくらいお金をかけてやってきたのか。そのトータルが出れば、維持していく方がいいのか、新たな道に直接歩道なんかつけてしまった方がいいとか、そういう考え方が成り立ちますから。

(田中道路課長)

旧道、県の管理を市町村にお願いする場合に、一応一緒に見て歩きまして、そういった支障がないというのが大原則でございまして、市町村に引き取っていただいております。そういうことで、そういうことはないようにということでやってございます。まず1点でございます。

それで現在、県全体での県道がございまして、約5,000 kmございまして、維持管理費は約70億円ですね。5,000 kmの維持管理としては、70億円ちょっと。ちょっとデータの的にはそこまでしか持ち合わせておりませんので、維持管理はそのくらいをかけておることでございます。

(田口委員)

この部分じゃなくて県全体という意味でですね。

(田中道路課長)

県全体でございます。

(田口委員)

この今回の諮問区間に関しては・・・

(田中道路課長)

それは道路の状況にもよりますし・・・、旧道の延長ですか。

(原土木部長)

今、議論になっているのは、旧道が残るのはどのくらいか。

(田中道路課長)

すみません、ちょっとお待ちください。

(田口委員)

あとでいいですよ。例えばそこに足してもらいたいんですけど、例えばこの間視察した姥神のあそこなんかは、大きな崩れがありましたよね。それで災害復旧費の方からお金が出るということなんですけれども。そういったものも含めて出してもらいたいんですけども。いずれにしても全体でどれくらいのお金がかかったかという、その辺が一番知りたいので。過去にさかのぼってですね。

(田中道路課長)

過去、ちょっとデータの的には、どこの間でどのくらいかかったというか、災害があっただけでいくらかかったというのは出せるんです。維持管理的には、さっきのベース的に県の延長に対してはどのくらいというのは出せるんです。これがというのは、ちょっとさっき言ったように状況等も違いますので。災害で、ではどのくらいの災害だったかというのはすぐわかるんですけれども。

(田口委員)

では何回、その道路が壊れたのかという、そういう数字は出ますよね。

(原土木部長)

維持管理というのは常日ごろの行為ですので、それは記録として残るのはほとんどないんです。例えば道路のパトロールをしていて、それで小さな落石はどかしたりとか、そういうのがまず1点あります。それから大きな、例えば降雨が時間雨量20ミリを超えるような場合には、崩落みたいなものがあるんですけれども。それも国の補助事業、災害復旧でやったりしてしまっていて、それは本当にまれですね。ですので、そういうものもデータとして残るのは数例くらいしかないです。過去の履歴を全部、集積してやってくというのは、とても今の段階では整理しきれてないですね。

(塩原委員)

関連で、道路というのは、やっぱりそれをつくることによって経済的にも影響が出るだろうし、将来ですね。それから都市計画とかそういうものにもものすごく影響しますよね。だから都市計画全体を、都市計画と言いますか道路計画全体を示されて諮問されるのなら我々も判断しようがあるんですけれども。バイパスを途中までつくって、この今の彼の質問は、あと1.5kmのところだということですよ。そこをどうするかというような諮問をさ

れても、我々としては判断のしようがないと。全体でその道路が必要なのかどうなのかという、そういう観点が抜けているんですよ。それを彼も言っているんだろうと思うんですよ。将来の金の使い方とか、そういうようなこと。

それと私が言いたいのは、さっきいろいろ土木部からご説明いただいたけど、環境という観点がまるっきりないんですね。道路をつくることによってどういう環境に影響が出るかということを考えて道路の設計をしていただきたいと。そういうものは全く抜けているということを感じましたけれども。

(福田委員長)

今の塩原委員様のお話に関連してなんですけど、私の方でも、前回、道路全体というかストーリーが見えないから、もっと道路って1個1個に物話があるんじゃないかというお話をし、それが理念ということを申し上げたんですけど。一番最後に説明いただいたA3ですね。こういうのを要求したのではないというか、これはもう総計とかで、絵や言葉で羅列している。こういうことではなくて、「1本1本の道路の全体」が大切と思うんですよ。

それぞれの道路の事業の必要性、整備効果は7ページから11ページの中にありますし、歴史の話があったんですけども、そうではなくて、道路1本がその地域の中でどんな役割か、重い位置づけであると思います。環境面、災害面、などいろいろあると思います。この一番最後のA3にある言葉の世界ではないと、私もそんな気がしています。

あとで、現地調査に行かれた方もいるのでいろいろお話を、個々にお話ししたいと思っています。現地調査に行っていない方のために申しますと、8ページ目の伊那バイパスですね。ここはちょっと旧橋の位置を変えて、それで橋脚の位置を変えたことによって短縮されコストが削減された。この現場と、あと次の9ページ、姥神道路ですか、この現場を見てまいりました。

私の感想では、この9ページの姥神道路、今この資料からも伝わらないんですが、現場に行った人間としまして、行って見て、ここでは19号までのアクセスの向上だとか、田口委員様からご指摘がありました災害面とかということで、非常に重要な道路です。

私が一番この道路は必要だ、よかったなと思うのは、造ってまだ期間が浅いので2,629台しか交通量がないし、7.7%も大型車が混入しているのですが、これまでの成果という点では、交通量のデータ以上に、ここの社会経済がどう変わっているかのほうが重要です。と言いますのは、この道路ができたことで、コンビニがこの道路沿線にもう5つもつくられているんです。ということは、事業者というか、商店だとかそういう経済界が反応して、ここは交通量が増えると。観光なりが今後増えて、金が落ちるということを読んで、コンビニが5社立地している。普通、道路を造ってもそんなものはできない。ということは、この道路が経済関係者も非常に評価が高いということなんですね。2,629台という数字よりも。

そして確かに大型車交通がどんどん通っていました。これは、国道のアクセスということとは便利になったということで通過があるのですが、そうじゃなくて、そのコンビニへの搬入とか、その地元の経済に対しての大型交通でもあるわけです。飲食店も立地してきています。こういった部分を説明しないと、もったいないなというか。本当に姥神道路は評価できると思うんですね。災害面の課題はあるんですけど。

もう一点。姥神には休日の交通量として、観光面でも非常にアクセスがある。だから、今後、これがどのルートにつながって、どの方面の観光に活性化があるとか、そういったことが『全体像』ということだと思えますよ。

先のA3のペーパーで地域の活性化とうたわれている割には、やはり見えないんですね。今後、その資料を請求をするかは別問題として、出された追加資料からも、私が前回言った「事業の全体」、「事業の魂」というのが伝わってこない。もっと評価があっていい出し方があっていいと思います。

私以外にも現場へ行かれた方にお話を伺いたいと思います。私とまずご一緒だった内山委員様、いかがでしょうか。現場に行かれた道路について。

(内山委員)

私の一番の印象は、山の崩壊、それから道路が不通になっているというその現場を見まして、この道路計画がルートを設定する前にどの程度山腹の地質とか断層とかという状態をお調べになったのかなという疑問を持ちました。というのは、長野県は非常に手痛い体験を持っているわけですね。1985年の地附山地滑りで、戸隠バードラインをつくって、そのバードラインが原因である地滑りが発生したという、そのバードラインの管理が至らなかったから地滑りが発生したということで、裁判の判決でも負けているわけですよ。私はその被災した一人なんですけれども、それは昔の地滑り地の中でつづら折れでもって有料道路を開通してしまっただけで、そういう調査が抜けていると。

この姥神峠の場合に、私は知識はなかったんですが、そういう、かなり幅員6メートルから8メートルというような幹線道路を入れていく場合に、非常に大事なことはそういうルート設定の、あるいは計画決定の前における調査が、非常に今まで手薄だったんじゃないか。そのために避けられる、未然防止できるような災害を生み出している。長野県は山国ですからいろいろ道路計画が出てきますけれども、特にこういう大型の幹線道路の場合には、有料道路もそうですけれども、この前の現地調査ではちょっとわかりませんでした。そういう災害の発生をできるだけ避けて適切なルートを設定すると、こういうことが必要ではないかというふうに思っています。

例えば戸隠バードラインとか、あるいは今日、後段でちょっと申し上げますが、浅川ダムルートなんていうのは、わざわざ地滑り指定地の、地滑り地の中を全部横断してループ橋をかけているわけですね。非常にその稚拙な道路ルートをつくっていると。わざわざ災害の発生を招くようなそういう道路を今まで長野県はつくってきたと。こういう反省に立たなければいけないと思っています。そういうのが、例えばこの姥神の場合には私はわかりませんが、できればそういう調査なり、ルート設定の計画決定の前の段階の調査があったら拝見したいものだと思っています。

(福田委員長)

ほかにいかがですか。

(平野委員)

過日、道路並びに処理場を拝見いたしました。道路は必要性のあるところにその道が設

けられ、また先ほど委員長がおっしゃいましたように、姥神の道路については、木曾と伊那を結ぶ要衝の道路で、しかも大体こういう道路の通行量予測は、行政の予測は全部今まで狂うわけですね。全部下方修正せざるを得ないような形が多い中で、その予想を超える交通量があって、しかも大型車の中に非常にバスが増えている。観光立県を掲げる当県としては、そのバスで多くの人たちが来てくださるという道路をつくった、これはやはり非常に効果のある道路のつくり方で、あまたある公共事業の中で非常に有効で、またかつ適切だったんだろうというふうに思っています。

また伊那のバイパスについても同じようなことは言えるわけで、こういう住民の生活に根ざしたところで、道路はまだまだやはりもっと考えられなくてはいけないし、整備されなければいけないし、また改修工事なんかもどんどんやっていかなければいけないと。こういう公共事業は非常に大事だなというふうに思って、私はある意味では地道な道路計画をつくってこられたところはかなり評価を置いて拝見してまいりました。

ただ先ほど内山さんが言われましたように、やはり信州の道路というのは大変な危険箇所を通らなければならないという、そのリスクを常に負っているわけですから、そのリスク防止をどうやってやるか。必要な道路はつくっていかなければならないし、狭隘、交通渋滞は避けていかなければならないが、同時にまたその危険をどう防止するか。もしこれが走っている間に崩落、落石で車が大きな事故に巻き込まれたというようなことになると大問題にこれまたなってくるわけですから、信州の道路というのは危険防止を最大限に図りつつ、つくるといふご苦労があるんだろうなと思います。

大体おおむねは道路の必要性を感じ、また今、委員長がおっしゃったように、そういう観光客がどのくらい増えたかとか、あるいはまた大型車だけではなくてバスとトラックと分けて、トラックは産業用の一つの活性化の材料になるわけですが、バスは観光ですから、そういうことで単なる大型車でくるのではなくてバスとトラックを分けたとらえ方をすると、もっと理解が深まるのではないかというふうに思いました。大変感心しながら戻ってまいりました。

(福田委員長)

ありがとうございました。12日に私と一緒に行かれた方なのですが、17日にほかに行かれた方。では塩原様。

(塩原委員)

さっきちょっと申し上げましたけれども、道路やっぱり全体の計画と、今、平野委員さんもおっしゃいましたけれども、それが産業界に与える影響とか、自然環境に与える影響とか、そういう全体像の中でやっぱり道路は判断せざるを得ないので。例えば姥神峠の道路は、もうほとんど90%できているんですね。あとほんのちょっとつくればいいというところが、我々の研究対象になっているわけですね。ですからそういうときにどういふふうに判断するかと言われても、判断のしようがないですね。そういうことを私は感じました。

それから伊那バイパスはものすごく立派なバイパスですね。ああいうのはもう、何か将来の幹線道路になるんじゃないかというような気さえ私は起きましたけれども、もうど

んどん何かできているんですよね、大きな建物が。ああいうのを見ますと、やはり道路をつくと環境ががらっと変わってしまいますから、都市計画なり何なり、その全体の中でやっぱり道路というのを見ていかなければいけないんじゃないかということ強く感じたんですけれどもね。

(福田委員長)

ほかに行かれて。

(田口委員)

私も、今、塩原委員が言ったようなことなんですけれども。姥神、現場を見てちょっと感じたことは、道を2本つくれば、どちらかがやられたときに代替ができるというような考え方があるんですけれども。例えば新潟の山古志のあの地震のときなんか行っても、何本あってもみんなやられているんですよね、地震の場合なんかは。大雨が降ればやはり山腹を切り開いた道路というのは、必ず不安定になってくるというのはこれ常の話なんで、その辺のことを考えたときに、あえて新しく道を切り開くことが本当に安全につながるのかというのは、非常に疑問を感じたんです。つくった当時は土木技術を駆使してみんなつくりますけれども、20年とか30年とか時間がたてば必ずどこでも落ちているんですよね。高速道路のわきすらそういうあれが出ているわけですよね。だから基本的に維持していくのにどのくらいのお金がかかるというその辺を考えていかないと、今後、じゃんじゃん道路をつくって、新しい道路ができて古い道路も継続して使うというような形は、やはり考え直さなければいけないと私は思ったんです。

それで姥神に関しては、集落が何箇所があるわけですね。その集落と幹線道路をつなげる道路は維持する必要があるんですけれども、そうじゃないところ、もっと長いところが、ほとんど使う必要のないようなところも当然維持するという話になっていましたから、その辺を含めて考える必要があるんじゃないかということと、非常に短いやつを、既存の道路を、カーブを大幅に直すとか、あるいはトンネルも雪崩防止の、何ていうんですか名前はよくわからないですけれども、ああいうタイプでもってある程度直線化を図ることも可能じゃないかと。19号と合流するようなところは、やはり渋滞を防ぐような形で工事を進める必要はあるんですけれども、新たにああいうものをつくること自体は、いまひとつ有効性があるのかというのはちょっと疑問を感じたんです。

ほかはしっかり見てないから何とも言えないんですけれども、似たような傾向というのはずっとあると思うので、もう少し、本当は現場を見るのが一番いいんですけれども、考えたいとは思っています。

(内山委員)

私、ちょっとルート設定とか計画決定の前にどんな調査が行われているのかというようなことを言いましたが。この評価監視委員会は、5年間というような時間の中でどの程度進んでいるのかというような判断尺度で見ていきますけれども。長野県の道路というのは、一つの傾向として、1998年の長野冬季オリンピックがあって、あのときの道路整備が非常に大型道路、高速道にはじまって幹線道路主体の道路整備であって、生活道路の整備が遅

れてきたという傾向を持っていると思います。そしてその延長がやはり、既に2007年に入っておりますけれども、大型道路主体の道路計画というようなことに走ってきていると思っています。

私は、県の場合には県道ですから生活道路めいたものになるとやや市町村道の方に比重がいくのかもしれませんが、長野県の道路整備、道路計画というものは、ちょっと目指している方角があまりに幹線道路というか大型道路、あるいはここの中にも出てきますけれども、地域高規格道路というような、そういう道路を重点的に考えてきているような印象を受けております。

したがって、評価監視委員会ではそこまで口を出せないのかもしれませんが、これからの道路整備のあり方に対しても考える必要があるんじゃないかと。ちょっと頭を切りかえるときに差しかかっているんじゃないのかなと。長野冬季オリンピックの道路の考え方をいつまでも引きずっているような、そういう道路整備の考え方であっていいのかという疑問を持っています。

(福田委員長)

重要なことだと思います。この評価監視ということで、先ほどの流域の下水道もそうですし、本当にこう委員会として何を評価するのというのがすごく難しくて。コスト縮減って、これに対しては多分、前回出た資料に対して文句をつける委員さんはいないと思うんですね。やっぱり考え方で、例えば今回10事業とありますが、本当にこの10事業だけよかったのかとか、何を監視するのかといったときに、本当はそこまで戻ってしまうんです。今回、特にこの道路評価は難しい。

先ほど平野さんにまとめていただいたとおりだと思いますが、経済とか観光とか、そういった地域の活性化、生活の利便性といった面で、衰退していく地域は東北とか九州とかあります。その意味で、長野県では適切にルートを立てて衰退ということ招かず、本当に成果を上げているんだと。しかし、評価できる一方で、長野の土地柄というか、急峻な山、山間地のということになってきますと、非常に環境とか安全性とか、危ない災害がある。前回ですか、田口委員さんが確か災害の履歴を出してほしいと言われ、それもわからないとなった。それでは、「委員会では何を評価するのか」との両面があると思うんですね。

すごく評価ができるものと、まだまだ評価する素材が足りないものと。でも、今回、委員会ではこれを提言として出していかなるを得ない状況です。災害履歴はありませんかといったらそれ以上ないとなるなら、今後、長野県の道路行政に対して何を評価すべきかという、評価のあり方について、今回の委員会のまとめの中では書かせていただくことにはなると思います。今の資料では、非常に道路行政に対して、まだ言える立場にありませんし、評価が難しいなという感じを持っております。

ほかの委員さんも何かございますか。この資料で、今後、資料を請求していくとかといっても、崩落の資料はない。今までのこの計画に至るまでの資料をチクチクと請求というわけにもいかない。来年、その次の、さらに次の評価委員会のためにも、長野の道路の公共事業の評価といったときに、残していく提言でありたいと思うんですが、何かほかの、発言されていない委員様とかも何かございますか。

(平野委員)

この活力の中の地域高規格道路の整備推進とありますが、三遠南信自動車道はもう既に着工して進んでいる道路ですけれども、地域高規格道路の整備推進の中で、今、計画に上がっているようなものは、具体的におありになるのでしょうか。どこの道路、どこの道路と。これ、私たちが、今、審議する項目の中には入っていないことなんですね。総合的な資料が出てきましたから、ここに書いてあるこのことについては・・・

(田中道路課長)

ここでは伊那・木曾連絡道路がこれに当たります。地域高規格道路に当たります。

(内山委員)

私は、その地域高規格道路の一つの道路として、松本・糸魚川、松糸道路と言っていますけれども、この計画は非常に、姫川沿いの非常に地質の悪いところを抜こうとしているわけですね。しかも今、国道がかなり整備されてきて、この道路計画には非常に意見を持っています。これは今年の中には出てこないんですが、来年あたりは出てくるのでしょうか。

はっきり言いますと、費用対効果の面からいっても、災害の危険性からいっても、抜本的な見直しが必要な道路計画だろうと思っています。

(田中道路課長)

地域高規格というのは、高速道路を補完する的な意味で、県が主に整備するような道路でございます。今、4路線が計画してございまして、上信自動車道、これは群馬県から長野県の東信地域ですね。それから伊那・木曾連絡道路というのは、今、お願いしているところでございます。それから、今、内山先生おっしゃいました松本・糸魚川道路がこれに当たります。それから長野環状道路、長野市の部分的な道路でございますが、これも一応候補としては挙げてございまして、こういった中で、高速道路の次の道路ということでございまして、あとこの次は、今度は地域と地域を結びます広域の道路とか、そういった交流促進とか、そういったような位置づけになってございまして、そういう中で、5年、10年という節目に、監視委員会へお諮りしながらやっていくというのがルールでございまして、

(福田委員長)

そうなんですね。国の高速道路があって、地域高速道路、これは県が持つ4路線があって、さらに地域の道路というのがあって。その体系の中で、今回、対象となっているのが、経過5年、10年、15年の道路であると。そういう条件で選んでいるという制約でしょうね。だからほかの道路について、妥当性はどうかということには、難しい部分とならざるを得ない5年、10年を対象とするのではなくて、やっている路線全部を出して、本来だったら、それぞれの道路の妥当性とか、整備の途中経過の適切性とか、今回10年挙がっているもの以外にもっとあると思う。今の評価のやり方が正しいかどうかということも、最後の提言で書けると思います。

その5年って、今は急ピッチで進んでいる。2～3年の間にパッと何か変わってしまう。

安全、防災も、経済だって、今は5年なんてスパンで考える経済界はない。そういったことも含めて考えていかなければいけないと思います。今回は、この拳がっている5路線の中でということで審議するしかありません。

(田中道路課長)

もう少し地域高規格、ちょっと大事なことを落としておりまして、申しわけございません。県が施工する間でございます、15年に構造要件、要するに規格の見直しがございます、さっき言った4路線ですね。例えば速度が60km、従前は80kmというのが今は60kmとか、それから4車線が2車線とか、それから平面交差でもいいよと。そういった、県が施工できる道路という、ちょっと国の方の見直しで、県の整備できるレベルにちょっと変わってきておるといのが、ちょっとすみません、落としましたもので。地域高規格というのは、割とこう、規格的には高速道路と違って、そういった規格がかなり緩いというんですか、そういう道路に落ちてくると。ちょっとすみません、大事なことを落としてしまったもので、申しわけございません。

(内山委員)

よろしいですか。今、委員長が言われた中で、5年、10年、15年の事業計画の進行度に応じて、評価監視委員会にかけるといようなことだけではなくて、あとで非常に問題を起こしますので、長野県のこの評価監視委員会、あるいは道路のような問題は、できれば私は途中でもって評価監視するんじゃなくて、計画段階でもって意見を言うような必要があるんじゃないかと。これは非常に大きな問題だと思ふんですよ。全国の評価監視は、国からの通知・通達に基づいて、こういう持たれ方をしてきたんでしょうけれども。ぼつぼつ、その手法そのものを考え直す必要があるんじゃないかと。それを長野県からそう切りかえていってもいいんじゃないだろうか。ちょっと今回かかっているものと、ちょっとはずれますけれども、一つの問題提起としてお願いしたいと思います。

(福田委員長)

道路行政といったとき、95年からやっている北海道の「時のアセスメント」があります。北海道がやっているのは、事前、事中、事後を評価するということで、事前という形でもやっている。そのやり方で、公共事業の問題の多い北海道がどれだけ成果を挙げているかは別ですが、長野県として評価のやり方というか、既成の手法ではなくて長野県らしいやり方があって良い。特に山間部という形で、環境なり安全なりがほかのところよりも重視されるということであるのだったら、その独自のやり方がある。その透明性というか情報公開を図るのがいいのかなという感じは、私も持っています。

非常にいい整備と評価とでは、両面対峙して見なければいけないことがあります、もったいない。もっとオープンにすることで、いい道路をやっているんだよと伝えるためにも、その安全性とか環境面で厳しい言い方いろいろあると思いますけれども、問題も成果も議論していく中で、もっと道路行政なりの良い事業ができるんじゃないかなという気がいたします。

ほかにございますか。個々の道路でもいいですし、今みたいな全体のお話でもいいんで

すけれども。

(田中道路課長)

今の、すみません、まとめてまたいただけるかと思うんですけれども。安全性とか環境面ってございますけれども、ちょっと若干。安全性については、当初計画で当然ルート選定の中で、山を歩きまして、一番安全なルートをまず見つけていくと。そういう中で、概略の設計とか詳細設計、それから例えば地質の状況とか、そういうのを見た中では、大きな道路は特にやってございます。そういった中でやっているというのを一言ちょっと。それと環境面も、個々の道路についての環境ということで、例えば志賀の方の道路だと、道をつくと動物の行き来ができなくなるのに対しては、動物道というんですか、そういうのをつくるとか。そういったそれぞれのメニューの中ではやらせていただいております。ちょっとすべてというのはあれですけれども、そういった中でその2点だけちょっと言わせてもらいたかったもので。

(福田委員長)

すごくわかります。道路計画の際に、そのアセスも含めてですし、いくつも道路の選定の候補があって、その中で最善というものを選ばれたというのは、それは計画のやり方として当たり前でわかるんです。けれども、それが見えないんですね。もったいないんですよ。だったらどこまで安全性、環境面に配慮し、「それでもここに通した」というその選択の根拠を示す。経済なり地域と地域を結ぶ生活なりと考えたときに、どこかつくらざるを得ないとしたら、その分、いろいろな安全なり何なりの若干の課題を残すとしても、ほかと比べたら「ここだ」と。その話がやっぱり見えてこない。

一番最初に私が申しました全体が見えないと言ったのは、「その道路が持つ意味」というか「命」というか、そこの選定に至るまでのプロセスです。問題や課題も含めた、その資料の出し方のことですからね。

通さなければいけない、でもこれだけの課題は抱える。そうしたら課題も今後オープンにしていって、これだけの課題は残るんだけど、通す意味はあった。確かに意味(成果)も大きく出ていると。そういう出し方が見えないと、堂々めぐりの議論になってしまう。

(母袋委員)

私も道路を設置する、建設する立場でございますが。いろいろお聞きしていて、事前です。工期なり、その事業を決定するに当たっての事前の着目点と言いますか、着眼点。こういうことが大変大切だなということもひしひしと感じながらお聞きしておりますが。

確かに道路というのが、単に利便性、安全性から、ある意味で評価项目的に言えば、先ほど来出ている経済効果から含め、費用対効果、あるいは環境に与える影響、変化。もろもろ含めて、どういうふうにしていくか。これすべての道路について、例えば県単補助公共事業、当てはまるかどうかは別にして、評価方法というのがいろいろあるなということをやっぱり認識する時期に来ているんだろうなと、このようには感じました。

そういう中で、例えば着手して進捗している中で、今回たまたま5年、10年という一つの節目の、これ法律的に決められた中での見直しということなんですがね。なかなか難し

いんだけれども、我々も悶々する部分があって、要するに国が示す、あるいは県が示す、我々市町村が事業をするに当たって、規格というのがあるんですね。規格に当てはまらなければ、補助も支援もできませんと、こういう話が結構あるんですよ。とりわけ歩道なんていうのはそうなんですね。歩道幅が要するに、例えば町中の歩道幅が、障害者と言いますか、車いすがすれ違うぐらいの幅がなければだめだと。ではこんなの年間どのぐらい可能性があるかといったら、本当にわずかだというふうに私は思います。

したがって、そういうフレキシビリティというの、柔軟性というの、地域にやっばりないというのが、現状一つ大きな私は課題であり、そして進捗していく、工事も進めていく中で、今回、歩道はつけませんというのがあります。これは、私は大変すばらしい変更点だとこのように理解をしましたが、やはり計画に基づいて着手してしまうと、そのまま計画に基づいた形だけで終わってしまうということが、一つ悩ましいところがあって。

やはり今回、5年、10年の節目の中で見直した結果がこうであるということにとどまらず、やはり時機に合って、現場においてもそうなんです、地域にあってもそうなんです、変更した方がいいとか、必要性が本当にあるのかとか、その辺をやはり考えていくという、常にそういう視点で考えていくという事が、日常の見直しになっていく。あるいは、縮減につながっていくんだということを、道路を設置する立場からすれば、考えておきまして、今後、大切にしていきたい視点だと感じました。従いまして、今後、県におかれましても、市町村との関係も多い訳ですから、そういう視点を持って事業にあたっていたきたいと思えますし、今回出された様々な見直し案、縮減について、私は一定の評価はしております。

(福田委員長)

委員の皆様方にまとめていただきましたが、長野県として道路評価のあり方といいますか、こういった委員会にかけるとも含めて、どうやっていくのかを、長野県流のもっと良いシステムをつくってしまってもいいのかなど。その辺の提言はちょっとやらせていただきたいと思えます。本当に評価項目もいろいろあって、そのいい面、悪い面、非難を浴びてもいいし、それを評価できる面は高く評価するという事で、そこをやっばり議論してこそ意味があることだと思いますので、その法制度の5年、10年ということにとらわれないことも大切。

道路というと、湖とか河川とかのものと違うんですね。なぜかといったら、もう1本から線を引いていかなければいけないので、存在するものの浄化だとか、周りをどうするという話とは違う。ほかの事業と違って難しいものなので、その辺は今回の委員会で新たな提言としてまとめていければいいなと思ってございます。よろしいでしょうか、道路については。

1個1個の詳細についてはもうしょうがないですね。わかりませんものね、現場とかを細かく行っていないのに。

そういうことで、今、母袋市長様から言われたように評価、コストの削減については評価できるということもございましたし、今回、これで道路も課題を残す中で審議をしたということでもよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(福田委員長)

それでは今ちょうど12時10分ぐらいなんですけれども、お昼も兼ねまして、1時10分に集合をさせていただくということでお願いいたします。昼休み1時間休憩をとらせていただきます。

(昼 休)

(福田委員長)

ではよろしくお願ひいたします。時間が来ましたので、午後の審議ということですが、午前中難しい諏訪湖の部分と道路、6つが終わったということで、午後は事業の数としても4つということで、少し早目に終わるかなと。この4つの事業が終わったところで休憩をとりまして、今後のまとめ方ですね、委員会としての。まとめ方についてお話しして、早目に終わればと思います。

それでは午後、河川ということで、3つの事業がございますけれども、県の皆様からご説明いただきたいと思います。

(北沢河川課長)

それでは河川課の方からご説明申し上げます。資料4をごらんいただきたいと思いますが、河川事業全体のご説明をさせていただきますけれども、めくっていただきまして、河川事業の現状と課題でございます。

本県の河川は、日本海に注ぐ信濃川、姫川、関川及び太平洋に注ぐ天竜川、木曾川、矢作川、富士川、利根川の8水系に分かれておりまして、一級河川は739河川、総延長5,111kmに及んでおります。

急峻な地形や脆弱な地質という自然条件に加え、流域の土地利用の変化に伴って河川の安全度は低下し、毎年のように災害が発生しております。最近5カ年の河川災害は、年平均286カ所、44億円に及びまして、総合的な治水対策が急務となっております。

下の表の数値がちょっと古いものですから、お手元の方へ先ほどお渡ししましたけれども、現況とすればお手元にお渡しした表で、整備率は、18年4月現在で37.6%という低水準の整備率でございます。

次に2ページをごらんいただきたいと思いますが、整備方針でございます。事業の基本理念でございますが、2行目から申し上げますけれども、河川事業は、社会資本を整備する事業の中で、こうした災害から県民の生命・財産を守り、安心して生活できる社会基盤を形づくる最も根幹的な事業の一つであります。水害の解消へ向けた治水・災害対策の推進、水資源の有効活用による潤いのある生活の確保及び水と緑豊かな河川環境の整備と保全のため、自然と調和した事業の推進に努めております。

基本目標としまして、本県の河川は、急峻な地形や脆弱な地質という自然条件に加えま

して、土地利用の変化に伴い、本来その地域において持つべき保水、浸透、遊水等の能力が低下する傾向にあるなど、災害に弱い条件下にあります。このような状況を踏まえまして、県民の安全で安心した暮らしを確保するために、引き続き河川改修など必要な事業を重点的かつ効率的に推進しているところでございます。

重点項目は下の項目でございまして、総合的な治水対策の推進、水辺環境整備の推進、河川の維持管理の充実、災害復旧の推進、水防情報の充実でございまして。

次、3ページをお願いしたいと思いますが、河川事業の概要でございましてけれども、河川改修事業としまして、アでございまして、広域基幹河川改修事業・広域一般河川改修事業。イでございまして、総合流域防災事業。ウで地盤沈下対策事業。エとしまして、県単河川改修及び河川維持事業を実施しております。

そして(2)でございまして、河川環境整備事業としまして、アで、総合流域防災事業の中の河川環境整備。それとイでございまして、県単の河川環境改善事業を実施しております。

次、4ページをお願いしたいと思いますが、河川の管理でございましてけれども、適正な利用としまして、河川敷の利用がございまして。これは貴重なオープンスペースとして、公園・緑地、運動場等に利用されておまして、その推移は下の棒グラフのとおりでございまして。運動場、公園・緑地にご利用いただいております。

河川パトロールでございまして、河川敷が公園など、憩いの場としての利用が増加する一方で、いろいろ産業廃棄物や家庭からの一般ゴミの不法投棄が後を絶ちません。県では、関係機関と協力しまして、年2回、県下一斉の河川パトロールを実施しております。さらには建設事務所に河川巡視員を配備しまして、巡視に努めているところでございます。

河川愛護でございまして、河川に対する関心が高まる中で、私たちの河川を自分たちの手できれいにしようという動きも最近増えてきております。こうした活動をしている河川愛護会に対しまして、報償費を支給して活動を支援しております。その活動人数と活動団体の推移は下の表でございまして。

さらにアダプトプログラムですが、特に最近ではアレチウリの増大が止まることを知りません。ますます生息範囲が広がっている状況でありまして。この駆除方法としまして機械や除草剤の使用にも問題がありますので、一番は「抜き取り」という原始的な方法がとられています。このため行政のみの対応では限界があるので、広く一般に募集を行いまして、応募のあった住民団体と契約を結び、年3回の駆除作業をお願いしております。18年度から実施しております。今後5カ年で最終的には1事務所平均10河川での実施を計画しております。

では5ページの前に配付しました資料をもう一度ごらんいただきたいと思うんですが、一応今までの成果としまして、下の河川事業費と整備率の推移でございまして。非常に伸び方が緩やかではございますが、順次、整備率を向上させております。下の棒グラフが河川事業費でございまして、非常に長野県の厳しい財政状況を反映しまして、こういう、かなりピーク時と比べると少ない予算の中で整備を図り、維持管理を実施しております。

それからその裏面の2ページをごらんいただきたいと思いますが、災害の状況でございまして。これも一つの、私どもの事業効果の一端でございまして。長野県は、昭和56年台風15号、翌年の昭和57年、58年、59年と連続して大きな災害、60年には地附山地滑りもご

ございました。これらに対しまして、一応災害復旧ではございますけれども、災害の復旧工事を実施しておるのも一つの成果でございます。その後、平成7年に梅雨前線豪雨がありまして、最近ですが平成16年、あるいは平成18年の大きな豪雨がありまして、それについても災害復旧事業を実施してきております。

ではまた配付資料にお戻りいただきまして、5ページでございますが、これについては、防災組織の取り組みの体制としまして、水防関係機関の系統図をお示ししております。右の部分でございますが、長野県水防協議会がありまして、その会長は知事でございます。その下に水防本部。この本部長も知事でございますが、あと副本部長、それと部長も班長でございます。あと私どもの中に現地機関として建設事務所があります。そこから建設事務所を通す、あるいは水防本部から直接下の市町村でございますけれども、水防管理団体へ情報を送ったり、情報を収集したりしております。さらには左側の方に、機関としまして、長野地方気象台、あるいは国の機関があります。こういうことで、いざという災害のときには連絡を密にしまして対応していくと、そういう系統図になっております。

次に6ページをお願いしたいと思っております。これはご質問の中で、今までのいわゆる被災の履歴と言いますか、そういうところはどこかという中で、一応私どもが今まで経験的に、河川法上定めた重要水防区域というものを指定しておりまして、飯山市の中で一番左から3番目の列が管理者でございます。県が管理しているのは下段の方でございます。その中の千曲川として2カ所ございます。それが下境と桑名川でございます。延長的には400メートルと2,500メートルでございます。前回ご説明しました箇所が、この桑名川工区に入っておるところでございます。これは無堤部で、3メートルの予想水位の中では無堤部ですので浸水被害が起こるといふものでございます。

次、資料の7のソフト対策、あるいは8番の18年7月の豪雨災害状況、9番の昭和58年10月の台風災害状況につきましては、資料でなくて新たにパワーポイントでご説明したいと思っておりますので、パワーポイントの方をごらんいただければと思っております。

まず全体のソフト対策をご説明します。これについては、上の方ですけれども、気象庁が発表する今までの洪水注意報・警報は、河川名を特定せず、予報区域内にある河川の洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、予報区域ごとに発表してまいりました。いわゆる広域を対象とした定性的な気象情報でしたが、現在取り組んでおりますのは、気象庁と県が共同しまして発表する洪水注意報・警報でございます。県が管理する河川のうち、指定した区間について、雨量予報を気象庁が、水位予報を県が受け持ちます。共同で河川名と水位を示して発表する予定で、河川を特定した定量的な水防用の情報を出す予定でございます。

洪水予報の伝達体制についてでございますが、ごらんのフローにもありますとおり、気象台と連携を図りながら、洪水注意報・警報を共同して発表し、報道機関等の協力を得ながら、一般住民へ情報を提供するものでございます。

洪水予報等指定後の措置について、県として洪水予報河川の指定、水位情報周知河川の指定を行い、浸水想定区域の指定・公表し、浸水想定区域を市町村へ通知いたします。これをもとに市町村が、洪水予報、水位情報の伝達方法、避難場所、その他避難の確保に必要な事項、浸水想定区域内の要援護者施設のうち、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地等を記載したハザードマップの配布と、その他必要な事項を

講じていく予定でございます。

現在行っております水位情報周知河川の指定予定は、表のとおりで34河川でございます。19年度までに34河川の浸水想定区域図を作成しまして、市町村に公表・指定を行い、市町村がこれをもとにハザードマップを作成する予定でございます。

浸水想定区域の指定及び公表の予定でございますけれども、既指定・公表はごらんのとおり8河川ですが、残りに26河川については、平成19年から20年度中に指定・公表する予定でございます。水防法の指定河川、34河川以外の河川についても、浸水想定区域図を作成している河川については公表を行う予定です。また法河川、いわゆる指定34河川以外の河川についてもハザードマップ作成支援事業として、市町村の意向を伺いまして、ハザードマップを作成する基礎資料として、浸水想定区域図を作成しております。おおむね90河川でございます。

平成17年度から総合流域総合事業においてハザードマップ調査事業が創設されまして、市町村でのハザードマップ作成の予定でございますが、既に平成17年度は、そこにありますように諏訪市ですが1市町村。本年度、18年度は5市町村。19年度予定は14市町村。あと残りの37市町村は、20年、21年度で予定しております。

洪水ハザードマップの作成イメージでございますけれども、ハザードマップは、洪水予報等の伝達方法や避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項が記載されておりまして、住民が洪水時に避難を行う際に活用する情報を市町村が作成して、住民に配布してまいります。

次は資料の8番でございまして、平成18年7月豪雨状況についてのパワーポイントでございます。こちらをごらんいただきたいと思います。これは村山橋付近の増水状況です。長野電鉄は村山橋における水位上昇によりまして、19日11時5分から17時45分まで運休しました。立ヶ花の観測所で計画水位まであと7センチに迫る10メートル68センチを記録しまして、これは観測史上2番目の水位でございます。流量は、国土交通省千曲川河川事務所ではまだ正式には公表されていませんが、平成16年で水位が10メートル32センチで5,600トンとの公表ですので、これを上回る流量と推定されます。

次は堤防整備中の中野市の替佐地区の浸水状況でございます。中野市替佐周辺では、11戸の床下浸水被害が発生しました。

次は今回審査をお願いしております千曲川、飯山市でも幸いなことに家屋の浸水まで至っておりませんが、農地5ヘクタールが浸水被害を受けております。

参考でございますけれども、昨年の豪雨は諏訪地方を中心に多大な被害が発生しまして、参考に紹介させていただきますけれども。天竜川上流の諏訪湖では、平成18年7月豪雨に伴い総雨量400ミリ、これは釜口水門で記録したものでございます。この雨によりまして、諏訪湖への流入河川の影響で、諏訪湖水位が計画高水位を13センチ上回り、諏訪湖周辺で溢水が生じました。諏訪湖周辺で浸水面積は560ヘクタール、床上浸水が1,076戸、床下浸水が1,465戸の甚大な浸水被害が発生いたしました。

諏訪湖の水位上昇によりまして、諏訪湖周辺で溢水が発生しました。釜口水門から天竜川に過去最高の毎秒414トン进行放流しました。また浸水については先ほど申しましたけれども、諏訪市、下諏訪町では、床上浸水が875戸、床下浸水が721戸でございます。さらにJR中央本線上諏訪駅周辺では、ごらんのとおり、大規模な浸水被害となりました。

その対策でございますけれども、諏訪湖を含めた5河川、諏訪湖、承知川、武井田川、鴨池川、新川において河川激甚災害対策特別緊急事業を取り入れまして、本年度、平成18年から22年までの5カ年で改修を行ってまいります。釜口水門からの放流量も400トンから430トンへと増やす予定でございます、総事業費は58億円でございます。

諏訪湖の下流、天竜川においては、国が直轄で管理しておりますが、これにおいても河川激甚災害対策特別緊急事業が採択になりまして、整備を進めております。約20kmで総工事費84億円でございます。

また、災害助成事業として、天竜川、いわゆる県管理の釜口水門のすぐ下の部分でございますが、それと諏訪湖へ流入します舟渡川で護岸改修事業をしまして、これは平成18年度から21年度までの、これについては4年間で改修を行います。総事業費は34億円でございます。

また前回の資料の方へ戻らせていただきますけれども、今度は昭和58年9月の災害についてはということで、パワーポイントにしてあります。航空写真に示した水色の区域が昭和58年9月28日の台風災害時の浸水区域です。このときの被災状況ですが、床上浸水が12戸、床下浸水が7戸、浸水面積が20ヘクタールに及んでおります。このときは国道403号が全面通行止めとなり、さらにJR飯山線が運休するなど、甚大な被害が発生しました。

近年の浸水状況ですが、1期工事が、前回でもご説明しましたが、完了しておりまして、そのため床上・床下浸水被害が発生しませんでした。ただし耕地の浸水被害が、平成16年では4ヘクタール、平成18年では5ヘクタールの被害が発生しました。

今度は昭和58年9月の台風10号の状況でございますけれども、このときは家屋の浸水並びに国道403号が水没。さらにはJR飯山線が不通となりました。

次が国土交通省所管の改修状況でございますが、昭和58年災害のように破堤した部分も改修を行った飯山市常盤地区でございます。ごらんのとおり、今回の出水では、浸水被害がないことがわかりいただけるかと思えます。

それでは引き続きまして、もとの資料の21ページを見ていただきたいと思うんですが、これが姫川の箇所の説明でございますけれども、平成7年7月の豪雨災害状況でございます。事業箇所の部分の資料はなかったんですが、全体としての資料がありますのでご説明したいと思えますが、これは平成7年7月の前線による被害の記録でございます。左側の細かい字が書いてある中段ほどに書いてありますが、長野県北部を中心に7月11日には150～250ミリ、12日は100ミリ～150ミリと、連日の大雨となったと記載されております。

さらに下の行の、下から2行目ぐらいですが、総降水量ですが、長野県小谷村506ミリと記載されております。右側の方の上の方に、小谷村の時間雨量の棒グラフと累積の赤いのが表示されております。

次の22ページでございますが、出水状況を記載した資料でございます。これでは河川の水位という項目の一番下の行をごらんいただきたいと思えますが、姫川では2メートルの警戒水位に対し、7月11日21時には4.31メートルまで達するほどであったと書いてあります。その水位ですけれども、右側の一番上のところに、姫川（小谷村ノ雨中）と書いてあるグラフがございます。これが平成7年7月の豪雨の姫川の被災状況の資料でございます。

続きまして、その同じ事業の環境調査はどうだったのかというご質問でございますが、

この環境データがございまして、平成17年12月に、姫川における河川改修事業の適切な設計・施工に資することを目的としまして、河川管理から調査を行ったものがございまして、これによりますと、調査対象区域は佐野沖橋から上流の鳴沢川合流までございまして、まず文献調査から5科15種の魚類が確認されていまして、さらに現地調査によりまして、4科5種の魚類が確認されております。その中で特筆すべきものとして、ヤツメウナギ科に属するスナヤツメの生息が確認されました。スナヤツメは環境省のレッドデータブックの準絶滅危惧種でありまして、長野県の県のレッドデータブックでも準絶滅危惧種に指定されております。

そこでスナヤツメ等の保全から、当該地区では姫川最上流の河川改修方法について検討した範囲もありまして、前回ご説明しましたが、上流部においては取付部の最小限度の工事をいたしますが、あとについては現況のままで、計画流量が流れるということでご説明した経過があると思っております。特に内山川合流部上流左岸は扇状地の末端部であることから、河床から湧水がありまして、スナヤツメの産卵床となっております。また同様に最上流の右岸の用水路についても、スナヤツメの産卵床となっていることが確認されております。そのことから、現状のまま生育環境や景観を保全することとしまして、先ほど申しましたとおり、最低限の工事とさせていただきます。河川課からの説明は以上でございます。

(福田委員長)

追加の資料提供、ありがとうございました。降雨量とか、いろいろ河川の強化をしていくということで資料提供をいただきましたが、何かご質問なり、意見がございましたら。

(田口委員)

資料請求のところ、最初の資料1の4で、私が請求した(3)のところなんですけれども、千曲川の場合でも、総雨量とそれから流量はある程度示されているんですけれども、ネック部分がどこであって、その河積と流量との関係を出さないと、例えば去年ですか、あふれたところというのは、もっと言えば、そこがあふれることがよそがあふれなかった可能性があるわけですね。ですから今回そういう工事を進めた場合に、ほかにその影響が出るような場所があるのか、その辺が知りたくてネック箇所というのを聞いたんですけれども。

河川工事という前提だけじゃなくて、遊水地的なあふれさせるような場所を新たにつくっていかないと、千曲川の治水というのは成り立っていないような現状になりつつあるということがこの中で見えてきているので、その辺を含めてお聞きしたかったんですけれども。

(北沢河川課長)

県管理の千曲川の下流部については、県境から上流に向かって22kmの区間で、先ほどの資料6を見ていただければと思うんですが、先ほどお示しました。私どもが管理しているその22kmの区間については、内水氾濫と言いますか、遊水地的なそういう地形というのは、この示しました下境と桑名川以外には、調べましたらありませんでした。この

箇所が、いずれにしてもこの近年の、平成16年、18年のときには外水として氾濫した区域でした。

委員さんのご質問の箇所とすれば、私ども調べた限りでは、県管理している下流部の22 kmにおいては、この重要水防区域そのもの以外にはありませんでした。あと国が管理している部分があるんですけども、それについてはちょっとまだ国の方には聞いておりませんで、ちょっと情報がありませんけれども。私どもが鋭意整備を義務づけられている管理区間22 kmについては、ここの2区間、下境と桑名川が、変な言い方ですけど、案の定、外水が氾濫した箇所。唯一ここの2カ所だけでした。

(福田委員長)

よろしいでしょうか。一応過去の氾濫の形跡から見ると、対応されているということですから。

前回の中での水位とか流量のデータを出してくださいと。それによると、水位と流量のデータ、あとはソフトの考え方、県として市町村にどうやって伝達していくとか、ネックの箇所等だとか。その辺、一応、前回の質問をいただいたものが、もうこれでクリアしているということでしょうか。また前回に限らず、今回の資料が出てきた中で、何かご意見とかがありましたら。

この河川につきましては、円悟沢川(飯田市)に、皆さん、現地調査に行ったわけです。流量とかという話とは別に、この景観づくりで、上流部の方はかなり河川幅を広くとって、用地の区画整理という手法でやっていたんですけども、今回は区画整理という手法をとられないということ。住民さんとの話をつけながら、でも自然護岸とか配慮しながら、規模としてはできるだけ小さくとのことでした。ちょっとそういった説明がなかったんですけども。

当初で出ていた資料でいうと、見直して継続へいくとのことでした。設計を変更して、勾配とかも変更している理由は、現地で委員さんから質問が出ていました。皆様、納得されてコスト縮減、それでいてちゃんとそういったものに配慮しながら、住民とかにも配慮しながら縮減でいいのではないかと。円悟沢川にはそういった視点からも了解があったと思うんですけども。現地へ行かれた方、今の流量とかという話、データ以外の話でもよろしいですか。

(塩原委員)

やっぱり河川環境というものをどういうふうに考えているかというご説明が、今のお話では不十分だったと思うんですね。河川というものは生態系が集まってくる場所ですから、そこにいろいろな生物が集まるわけですね。ですから植物とか動物とか昆虫とか、そういうものにどのように配慮して河川をつくっていかなければいけないかというのは、今、世界的な課題になっているのに、長野県ではそういう配慮が非常に足りないと思うんです。そういう考え方、河川環境ということですね。どういうお考えを基本的に持っていらっしゃるか、それを伺いたいと思いますけれども。

この前、飯田を見せていただいたけれども、あれは多自然型川づくりといったけど、あんなものは多自然型川づくりどころか、コンクリートのあれではないですか、面張りでは

ないですか、あれでは。河川環境というものに対する配慮がまるっきりないですよ。魚がいなくなってしまうでしょう。

(北村河川課技術幹)

円悟沢川を見ていただきましたけれども。従来、円悟沢川の下流なんかを見ていただきますと、コンクリートの三面張りというような形の中で改修されてきています。これについて、特に景観あるいは親水性というような主眼で円悟沢川をやっていますけれども。あの部分、河床につきましては、木工沈床と言いますか、沈床のような工法でやっておりますし、それから護岸についても、部分的な、いつも水が当たる部分については少し固いものになっていると思いますけれども、上流側の方については、何と言いますか、よく草が生えるような形の護岸をやらせていただいているということで。それぞれの川に合った形の中で、そういった親水性あるいは環境に配慮しながらさせていただこうということで、努めながら改修をさせていただいているというふうに考えておりますけれども。

(塩原委員)

あの川は護岸堤と言うんですか、護岸、堤防ですね、周りの。あその傾斜というか勾配は1対1だか何だかになっていて、前の川は垂直になっているけれども、改修したところは1対1のこういう勾配をつけていると。そういうところは確かに進歩ですよ。勾配をつけているというだけで、練り石でやってあるからまるっきり三面張りとは変わらないですよ、あれでは。そうでしょう、草が1本も生えないじゃないですか。魚なんか全然いないでしょう。そういうのをどういうふうに考えるんですか。

諏訪湖の災害のことも、あなたはおっしゃったけれども。諏訪湖なんか昔はウナギがたくさんいましたけど、今は1匹もいませんよ。それは河川のやっぱり改修の仕方が悪いのではないですか。そうじゃないですか。そういうところをどういうふうに考えていくか。

(北村河川課技術幹)

従来そういった部分が多かったというような私ども反省に立って、例えば先ほどご説明申し上げましたけれども、姫川の部分については、非常に環境豊かなところでございます。特に今回整備しようとしている源流部におきましては、いわゆる生態系の非常に豊かなところでございまして。そういうものについて現況の調査をしながら、特に先ほど説明申し上げましたけれども、スナヤツメ等に注目いたして、魚類についてもほかにも調査をしております。また昆虫についても少し文献を整理させていただいておりますけれども。たまたま調べた中では、非常に源流ということで、魚の遡上、その前の段階で遡上できない部分もあったかと思うんですけれども。割と、言ってみれば貧相の川と言いますか、割と少ない、種類とすれば非常に少なかった。しかしそうはいつでもスナヤツメという準絶滅危惧種のものがあったということで、これに特に注目して、その部分の産卵床を下げる形での改修。いわゆるそういった自然との調和を図りたいということで計画しております。

そういうことで、今後そういった調査、それからそういった専門家のご意見を聞きながら改修を進めていきたいというふうに考えております。円悟沢川につきましても、指摘の部分でなかなか足りない部分もあるかとは思いますが、護床等についての浸透等の

配慮もしておりますし、またああいった、どちらかという都市河川的な川でございます。そういう中で、できる限りと言いますか、できる範囲の中での改修というものを進めたいというふうに考えているわけでございます。

(塩原委員)

メダカとかドジョウとかホタルとか、そういうものがやっぱりまるっきりいない川というのは、まずいと思うんですよね。そういうふうには思いませんか。やっぱりだからどこか悪いんですよ、やり方が。だから私は飯田のような、ああいう河川の改修だったら承認できませんね。

(田口委員)

いいですか、それに関して。円悟沢川のやつに関しては、現地で、向こうの職員が言っていたんですけども。下流の方には天然のヤマメがいるという話をしていたんですね。それで環境に配慮した川づくりをしたんだということで。ではどういった生き物が過去にいて、現在何がいるのかと聞いたら、全然調べていないので。環境に配慮するということは、現在住んでいる、あるいは過去に住んでいたものに対する配慮じゃないと、本来だったら意味がないんですよ。ですから、もしやる場合には、ちゃんとした調査をやって、そのあとどういう川をつくるべきかということで出していかないと、全く意味がなくなってしまうので。

このところを見て一番強く印象的に感じたのは、魚が上れるような状態になっていない。少なくとも滑り台のようになっているし、それから落差工というか流路工の段差があるんですけども、そこも段差のままですよ。だから全然配慮されていないから。何に対して配慮するのかというところは、やはりその姫川の源流をちゃんと調査したことが一番、23ページに書いてありますけれども、少なくともこういうような調査を前提にやっていくべきだと思います。

それと円悟沢川の場合、私ちょっとどのぐらいの流量が出るかということで疑問を感じたことは、三六災害があの辺では、36年ですか、起きたので、かなり雨が降って、そこら中で氾濫したんですけども。ここに関しては、多少の氾濫はあったかもしれないということは言いましたけれども、工事がずっとやられてこなかった最大の理由として、何も災害がなかったということを聞いたんですよ。だからそういう中で、都市が開発されたということで流入量が増えたかもしれないですけども。あの三六災害で全くほとんど影響がなかったところに、こういう河積を新たにつくることが本当に意味があるのかというところはちょっと疑問に感じました。

それと、大町の姫川の源流に関してなんですけれども。スナヤツメがいるということで、これは絶滅危惧種になっているので。これに対する配慮というのは、やはり川をいじらないことが一番いいんですよ。ですから、今回のその答申はいじらないということで、内容的には問題ないように感じますけれども。今後、まだ未改修のところ若干下流の方にも残っているので。その辺も含めて、やはりここも遊水地的な発想、いわゆるあふれることを前提とした対応というのがかなり必要になってくる。というのは、この雨の降り方を盛んにデータを出していますので、降り方というのは今後増える可能性もありますよね。

だから想定雨量に対する護岸工事でやっていく限り、それを超すような雨も降る可能性もあるわけですね。そういったときに、環境をある程度配慮するには、あふれさせる前提の遊水地的な考え方を今後の見通しとしてつくっておかないと、すぐ行き詰まってしまうということがあると思うんですよね。ですからその辺を含めて計画を立てていくことが大事なのかなというふうに感じました。

(福田委員長)

そうですね、資料の追加をいただきましたが、私の方で申し上げた、「河川の全体の」というときには、河川行政のということに加えて、やっぱり1本1本の河川の考え方をどうするかというか、その見せ方が重要だと思うんです。多分きちんとされているんだと思うんですが。

例えばこれは防災という形からということで、災害の過去の状況ですとか、流量とかデータの的なことから考えると、科学的というか、技術的にはやっています。その一方で、私も前回も申し上げたんですけれども、遊水地というか、守るというか、河川と一緒に暮らすというか、その辺の住民の気持ちや考えもありますよね。そういったものの中でどう計画なり進められて、新たに見直し作業が行われたかということです。

それと環境面でもいろいろありまして、多自然という形で人工的に戻していく場合、過去の生態系から考えるという話もあれば、一方で沿川の住民さんから言いますと、虫とかが飛び回ってイヤともなる。環境では、どこら辺までを戻す、戻さないことも含めて、沿川住民の考え方が逆にかなり重要になってくる。これは一概に委員会でこうあるべきということは、言えないと思うんです。

そう考えると、今回、住民対応はどうなっていますか？全体の話としてはあったんですけれども。この辺の河川護岸だと、今回あまり住民さんが絡まないで進められてしまう話か、それとも住民さんはどのような形かでかわっていたか、その辺お話しください。

(北沢河川課長)

全体的な流域の河川整備というのは、定めるときに公聴会というか、開きまして、全体的な話はそこでお聞きするわけなんですけれども。個別に事業をやるときには、関係者にお集まりいただいて、その事業説明をします、最初に。その中でまたいろいろとご意見とかあって、設計の中へ反映していくような設計協議的なこともありますけれども。あと、今度は具体的にその計画がご了解いただければ、今度は個別に、所有者との個別交渉に入っていくという形で。一方的にこの川を改修するから立ち退いてくださいというようなことは、今はやっておりません。

(福田委員長)

その中で土地とかの理解を得ながら進めていかれているということと思うんですけれども。その中で、今日意見が出ました環境面だとかに対しての住民さんの要望とか意見というのは、何かあったんですか。

(北沢河川課長)

それは、先ほどうちの北村から申し上げたとおり、川によっていろいろな意見があって、それでそれぞれ個人の考え方もありますので。かなりそういうことに対して気にかけている方もいらっしゃるので、そういう配慮もさせていただいております。

また場合によっては、そういうことをすることによって事業が進まない場合もありますよね。それにはまたご理解いただくか、あるいは事業がとまってしまうというような状態になってしまいます。

(福田委員長)

ということはこの中で起きていますか。

(北沢河川課長)

この3カ所ですか。先ほどの神城の方は、今言ったように環境調査をさせていただいておりますので、また下流部について、今、ご意見いただきましたけれども。円悟沢川については、先ほど委員長さんのお話もありましたように、今までは区画整理の中で河川区域を、河川敷を生み出していたわけなんですけど、残念ながら区画整理が途絶えてしまったので、河川単独で説明をして、それでご要望の中でやっぱり、あまりにも広い河川敷をつくると地域に与えるダメージと言いますか、用地に反対しているわけではないんですけども、その土地利用的にもうちょっと河川を狭めてほしいというご要望がありました。そのご要望を聞く中で、今、見直しをして、何千万円かということで見直し、6,000万円ですか、何か出しましたけれども。それは河川側が一方向的にやったわけではなくて、いわゆる河川単独事業として、区画整理はともかく、河川単独事業とすればやっぱり地元の方のご意見を取り入れる中で、ああいう川の計画になったということなんです。

(福田委員長)

これは現地でもわかりまして、住民さんの合意というか、非常に難しい部分です。区画整理をやらないからこういう形でというので、私は特には異論がなかったのですが。現地へ行かれた方とかを含めて、先ほど円悟沢川は環境という面で認めるわけにはいかないというご発言もあったんですが。認めるわけにはいかないという、ちょっとその辺の考え方、どうしましょう、委員会としては。

(塩原委員)

要するに河川はやっぱりいろいろな土地開発とか、上流に何かをつくったとかというと、必ず河川にしわ寄せが来るわけですよ。だから河川単独で、こういうふうにあふれるからこういうふうにしますというのだったら、そうしたら上の方を開発しなければいいじゃないかと、そういう問題が出てくるわけでしょう。だから河川というのは、全部の開発の尻拭いをさせられているんですよ。だから全体の開発計画を検討しながら河川というものを考えていかなければ。河川だけ単独でこういうふうに出すと、どうしても、これはもうしょうがない、ここだけ狭くなっているからしょうがないということになるわけじゃないですか。それだったら上の方の開発から全部再検討すれば、こんなことはしなくてもいいということになるかもしれないですね。だから環境というのは、私はそういうことだと

思うんですけれども、単独で独立して考えるのではなくて、いろいろなものとの関連を考えて河川を考えていただきたいと。

だから諏訪の地域でも私は申し上げたんですけれども、岡谷の大川という川があふれるから大きくするというんですよ。それでどうしてあふれるかとだんだん調べたら、上の方を開発してきたからあふれるんだというわけ。では開発しなければいいじゃないかと言ったら、開発する課は別の課だと。我々はその開発した結果、川に水が出てきて、河川課はその川だけを見ているんだというわけですね。だからそういうふうにすれば、もういろいろなものを総合的に解決できないわけですよ。そういうふうに、何というか、行政の縦割りもいけないんだと思うんだけど、道路をつくる人は道路をつくる、河川があとで尻拭いをするというのは別々の課がやっていますよね。そういうところにも問題があると思うんですよ。だからどこかでもってそれを統合する部署をつくっていただいて、そして総合的に検討するということが必要ではないですかね。そう思いました、そういう附帯つきなら認めてもいいと思いますが、委員長。

(福田委員長)

そうですね。今回は、設計変更でこれだけ縮減額が出ましたということだけだったので、いろいろ資料の請求がありました。今言われているのは、1つ整備することについて、目的は幅広くて、この事業を推進して、住民さんにも、環境にもちゃんと配慮しながら、実際の事業はされているんだと思います。

資料づくりに工夫されてほしい。そうでないと、いつまでたっても環境面はどうなっているんだとか、住民とはどうなっているんだというのが繰り返されてしまう。

この担当部署で護岸整備をしているから、「護岸の意味がどう」とかというだけじゃなくて、その河川の持つ多様性というか、川の幅広い意味についてほかの部署からも出してもらい、「この河川はこんなふうに地域で生きていて、生活に根ざして、文化に根ざして。そういった河川だからこそ、この護岸整備をしていて、ちゃんと防災面、遊水地なり環境なり、農業との調整なりもできていて」と。「そういう河川にしていきたいんだ、それだからさらに設計変更してこれだけの予算が出たんだ」とか説明されると、納得できると思うんですけれど。

今後、河川行政を、そして事業を評価をするときに、「だから何を評価していいか？」が難しくなってしまう。環境面からの評価なのか、コスト縮減の評価なのかと。これだと単発的になってしまうので、委員さんたちも何をどう評価しようかと、いろいろな視点から迷われてしまうんですね。

だから今後、この評価委員とか、私たちだけでなく、次の時代、次の時代の委員にもわかる形での河川の見せ方、公共事業の見せ方というのが重要と思いました。

皆さん、課題について、今、塩原委員さんから出たようなことというのは書いて、提言させていただくということによろしいでしょうか。ほかに何かご意見とか。

(保母委員)

さっき円悟沢川のところに出ていたんですけれども、総合流域防災事業の、これの見直しですよ、部分的な。だからこの委員会、この事業の見直し案が再評価委員会から

出されているわけですね。これ自体がいいか、いや見直すべきでない、あるいはもっと見直せとか、この判断を一つしなければならぬと、この委員会によって。それがまず一つの私たちの役割ですかね。

その上で、ただそこだけ見直すだけで本当に流域全体が大丈夫かと。こんな課題もあるので、そのあたりも今後配慮してくれというような注文をつける形でやらないと、上の方を進めてあって、縦割りでなしにという形で、全部あって、それがないとわからないという形でやると何も進まなくなるので。まず出されたものについてはどうかという問題と、それにまつわるさまざまな留意点なりを、これはさらに宿題的にぜひ配慮してもらえないかという形で出さないと、ちょっと議論としては進まないと思うんですね。それが一つの問題。

それからもう一つ、これ確かに河川もそうですし、道路もすべてそうですけれども。影響は環境だけでなく、地域の文化から、あるいは暮らしから、さまざまにかかわってきますよね。そのときに、その全部をまとめて議論するというのはなかなか難しいんですよ。それからこの監視委員会の役割として、そこまで全部、膨大な資料と議論をしてという形にはなかなかいかないでしょうから。これは何かそういう、関連しての話で、ここでの仕事ではないかもしれませんが。国土交通省の方で出している、流域管理委員会ですか、的なものがありますよね、違いますか。何とかがありますよね、大きな河川についての・・・

(北沢河川課長)

河川審議会、いわゆる国土交通省審議会の河川部会ですね。

(保母委員)

そうですね、そういうのがありますよね。ああいうような形の、国土交通省が主要河川なり問題のあるところでもつくっているんですけども。あれ全部つくったら大変ですよ。そういう、いろいろな分野の人が入ってきて、この河川、どのようにしていくかと。いろいろな建設計画もあるし、あるいは住民の要望もあるしと。このあたりを統合していけるようなシステムを、あまり金をかけない形でできれば一番ね。自然保護の問題もあるし、あるいは災害経験者の意見も、地元の意見もあるし。といっても、そこだけの川でなしに、もっと下流部の意見もあるしと。このあたりを何か統合していけるような組織があれば、それはそれとして、先ほど言われたような問題はそういったところで解決していくということにもなってきますよね。

この事業の見直し自体は5年に1回ということなんですけれども、そういうところが年に1回総会を開くかどうか知りませんが、という形でやっていけば、そうすればさまざまな問題がそこで議論されていくと。こんな仕組みも長野県方式で考えられてもいいし、特に長野県の場合には山がきついですし、川がこれだけたくさんあると。すべての人間が住んでいるところがみんな川と関係しているわけで。何かそのような方式を考え得るかもしれない。それを委員会のようなそういう組織として考えることもあるだろうし、それとその流域管理計画ですね。そういうのをつくっていくと。これ市町村計画はあるわけですね、それぞれ。それと同時に、流域の環境管理というか、流域管理をどうするかと。

それは自然であり防災であり、あるいは利水であり、こういうのについての流域管理計画というのは一つあるかもしれないし。

国際会議に前に出たときには、かつての水の中の水質管理、この環境だけから、さらに流域環境管理という、水田から先ほどのような自然的な汚濁負荷は大きいですよ。そういうところまで含めた、この何々川についてはこうだというのがつくられていくと。これもさまざまな地元の大学もあるし、あるいは自然の愛好家もいるだろうし、というような意見を反映しながら、そんなような仕組みを考えないと、ここへ全部持ち込んできてもちょっと処理しきれないでしょうし。何かそのあたりをこれから考えられたらいいんじゃないかと思うんですけども。まとまらない話でしたけれども、気持ちだけ通じれば。

(福田委員長)

そのような、国でいう流域ビジョンみたいな、ああいった計画の話というのは、県の河川関係者で、たまにそういった目で議論されることというのはあるんですか。

(塩原委員)

河川審議会ぐらいなものですね。

(北村河川課技術幹)

そういった、もちろん私もそういう指針みたいなものを念頭に入れながらしようとは思っていますけれども。県版のそういうものは実はございません。ただ県と言いますか、今、国もそうですけれども、いわゆるそんなに大きい流域管理というほどの部分はないんですけれども。いわゆる河川整備のあり方というものを、いわゆる治水はどうでしょうか、利水はどうでしょうか、環境も不足の部分はあるかもしれませんが、どうしようかというような形の中で。河川整備計画という形の中でそれを表現して、それをもとに河川改修もありましょうし、いろいろその河川のあり方についてを求めようとした計画というものは、今、つくろうとしています。その過程の中で、県全体の委員さんということではないんですけども、地域地域の委員さんと言いますか、のお話を聞きながら、また住民の皆さん、それから行政の長の意見を聞きながら、そういった河川整備計画という形はしています。ただ、保母委員さんが言われるように、もっと県全体の大きな、今の考え方みたいなものはちょっとまだ、形としては、仕組みとしてはない状況です。

(保母委員)

私が言ったのは、県全体というよりも、むしろこの川はどういうふうに今後役立てていくのか、保全していくのかという、流域ごとの計画ですよ。これをやっぱり持たないといけないのではないかとことなんですからね。県全体だとまた難しい話になってくるから、むしろ流域だと思えますよ。

(塩原委員)

一部、先生、ダムがあった河川についてはそれをやっております。

(保母委員)

極端に言えば、この川はもう汚してもいいと、徹底的に。これは一切手をつけない方がいいと、まさに貴重な何かがあるとか。その間のあたりがもちろん多いんでしょうけれども。そういうような形で考えてみると、やっぱり各河川のあり方と開発状況のチェック等々ですね、それがあった方がいいですよ。

(福田委員長)

流域という点では、四万十川だとか、あと三重県の宮川流域の日本一になったところとか、そういうことで県がビジョンを流域でつくられて。私はちょっとその宮川をお手伝いしたんですけど、14の市町村に協議会を立ち上げましょうと呼び掛けても、市町村が全然入ってくれないというんですね、1年間。どうしてということ、県に立ち上げるポイントということで質問されたので、県に行ったんですけど。県というのは、どうしても理念で、きれいで美しい絵を描くじゃないですか。でも市町村というと現実で、上流と下流の考え方も違います。

結局、流域となって見るということは、この清流をつくるという県のビジョンよりも問題だったのは、「清流があるかわりに、その排水を流している臭い川があった、汚い川があった」ということ。こちらの方が大変なんですね。きれいな川をビジョンにするのはもういいじゃないと。それより、反対の汚い川を何とかしてよと、市町村側にはあったわけ。

この流域といった場合、それぞれの生活を、上流と下流でどう理解し合うとか。もうこんな生物なんかすまわせないでいいという、先ほど保母先生が言われたような川があってもいいとか。そういうのがないと本当の意味での住民との理解というか、この川がどうあるべきかとかにはならない。すべての川に虫、環境、魚という話ではないかもしれないと。

そこを早く県民、こういった委員会、観光関係者に理解いただく意味でも、いつまでも堂堂巡りの議論をしない意味でも、この流域という視点が重要と思います。

だからまとめとしては、保母先生が言っていたようなこと。これを、今回この出していた資料としては、委員会としては承認いたしましたということで、課題はつけさせていただこうと思います。それでよろしいでしょうか。

(塩原委員)

そういうことで結構です。

(保母委員)

このスナヤツメの件は、これを保護するためにこのように工事を変えるという、この話。ちょっと大きくやっぱり出してもらった方がいいですよ。マスコミというか、県民にね。いい話だと思いますよ。

(田口委員)

あとからでもいいから、現地視察みたいなものを・・・

(保母委員)

本当に話をされるかどうか知りませんが。

(田口委員)

今、雪があってちょっと見にくい状態なんで。

(塩原委員)

雪がありますかね。

(保母委員)

あまり宣伝するとみんながとりに来るといけないから。

(内山委員)

この白馬村神城の姫川源流部については、一番右側に、長野県公共事業再評価委員会の意見として、護岸計画を一部とりやめと。一部なんですか。

(北沢河川課長)

一部です。下流の方は・・・

(内山委員)

一部ですか。下流の方じゃなくて、源流部、上流の方。

(北村河川課技術幹)

源流部の方は、上の絵を見ていただくと、一部支線がありまして、支線のところの合流部の右岸側だけは最低限やらせていただきたいと。ここにあります内山川という川がありますね。そのところの合流するところの右岸側と言いますか、内山川が入り流入する部分だけはやらせていただきたいと。

(内山委員)

私、ここは2、3度行って、周りを見てあるんですが。非常に、何と言いますか、下流の方の姫川の荒々しさに比べたら、この姫川の源流部というのは長野県の源流部としては、非常に価値のある、珍しい場所だと思うんですね。それでバイカモ(梅花藻)なんかもいっぱい生えていますし、この姫川源流部というのはできるだけ自然の状態を残すというのが、これからの、多少はあふれることとかそういうことはあるにしても、手つかずで残してほしいというような気持ちを持っていますけれどもね。

その下流の方のこの図面上で見ると、どの程度、その一部というのがここに書いてある部分なんですか。木道の橋なんかは散歩がてらに、散歩道の形でかかっていますけれども、非常に貴重な場所じゃないかなと思っていますけれども。

(北沢河川課長)

姫川の源流部というところまでは、これは河川計画はっていないんですよ。その鳴沢川というところからが、合流部からが計画でして。今、ご説明しまして、もう鳴沢川から合流したところもやらないと。いわゆる内山川の合流地点からもう上流は兩岸何もやらない。それで、ただ内山川が流入するときに、どうしても、放っておくと、合流部のところだけは洗掘なりしてしまうので、その何と言いますか、取付工と言いますか、擦付の部分だけはやらせていただいて、もう一切上はいじりません。だから内山委員さんが言われているのはもっと上の、本当の源流の、あのきれいな散策路がある、あそこはもうもともと計画区間外です。

(内山委員)

わかりました。

(福田委員長)

ほかに何か追加はありますか。では河川についてはこれで終わりにします。資料、ありがとうございました。

(北沢河川課長)

ありがとうございました。

(内山委員)

一通り終わったあとで、河川については私の方でちょっと別の件で意見というか、ありますので、あとでまたお願いいたします。浅川関連です。

(福田委員長)

どうでしょう。県のご担当の方、一度部屋を出られますよね。どうしたらよろしいですか。

(内山委員)

続けてしまった方がよろしいですか、それともあとへ回した方がいいのでしょうか。というのは、浅川が平成10年度、11年度、12年度あたりに2度ほどこの評価監視委員会にかかって、事業継続の承認を受けているわけですね。その事業継続の承認というところに非常に疑問があると、当時の評価監視委員会の。これはなぜ、北沢課長さん、浅川は、近々、河川整備計画の県の案が発表されるというような段取りのようですけども。前に2度にわたって評価監視委員会で審議をして、そのあと平成12年の田中知事が出たあと、12年11月に一時中止になって、それで14年6月に中止になったものですから、浅川の審議というのはここでは行われていないわけですよ、この評価監視委員会では。ですけども、前に2度、事業継続になっていると。この事業継続を承認してあるという中身に、私は非常に疑問を持っていますし、どこが疑問かということは、中で申し上げますけれども。なぜ今回浅川が、計画案をまとめようとしているのに、この対象事業としてここへ審議に入っていないのかと。これはどうなんでしょう。

(北沢河川課長)

委員長さん、いいんですか、これ、しゃべっても、何か予定表の中にないやつだし、今のは河川・・・

(原土木部長)

住宅部の方がおられるから、それを先にやってもらってから。

(内山委員)

そのあとにしますか、私はどちらでもいいです、あとでも。

(北沢河川課長)

ただ、この件は河川課が答えるのではなくて、この組織の運営の方が答えることだと思うんですよ。私どもはご提案した3件についてご審議いただいているのが、河川課の立場でして。今までの経過や運営や、これが欠如しているよという話は、ここの組織、運営者に質問された方がいいんじゃないかと、すみませんと思いますが。

(内山委員)

わかりました。それではあとでお願いします。

(福田委員長)

資料の追加、ありがとうございました。これあと残り1つなのでやってしまいたいと思います。県営の住宅の建て替事業ですね。これについてのご説明を、よろしく願いいたします。

(小澤住宅課長)

住宅課長の小澤でございます。よろしく願いいたします。資料の追加をさせていただきましたが、各事業には、前回、共通する事項ということで5点ほどご意見をいただいていますので、それに沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目の全体的な理念についてというお話でございますが、お配りしてございます資料については、概要版なんですけれども、長野県の住宅マスタープラン。先ほど冊子の方はまた別途お配りしてございますけれども、これは平成18年度から22年度までの、長野県内の住宅の方向性と言いますか、そういったものを定めたものでございます。住宅審議会といった審議会などで、あるいは地域の懇談会等でご意見をいただきながら、18年3月にまとめさせていただいたものでございまして、住宅全般がこの中に載っているわけなんです。3ページ目をごらんいただきますと、住宅をとりまく現状と課題ということで、6番のところに「公営住宅」という項目がございます。冊子の方に若干細かいことは載せてございますが。

それから中身につきましては、6ページをごらんいただきますと、真ん中の段落でございますが、で「誰もが安定した居住を確保できる体制づくり」ということで、公営住宅

につきましては、セーフティネットの機能の充実ということでやっていきたいということになってございます。特に県営住宅につきましては、福祉目的の活用といったようなこと、それから老朽化した団地の建替・統廃合といったことがメインになっておりまして。基本的には新しい団地をどんどんつくるということではなくて、現在のあるストックを活用していきたいということで計画をつくらせていただいているというものでございます。

その下のところに公営住宅の建設戸数ということですが。基本的には建替をする戸数ということになってございまして。この中には県営住宅、5年間で255戸という記載をしてございまして、実は住生活基本法という法律が今年の6月にできまして、それに全国計画あるいは都道府県計画をつくれということになっております。都道府県計画につきましては、この3月までにつくれということになっております。そういった中で、今ある住宅マスタープランを若干変えて、その基本計画の中に入れるといった作業を、今、進めさせていただいております。その中では、今、県営住宅255戸というふうに書いてございましてけれども、このところについては、今の段階では700戸ぐらいにしたいなということでございます。もちろん改築ということでございます。

全体の理念と言いますか、そういったものにつきましては、そのようなことでやらせていただきたいというものでございます。

それから次に2番目に、これまでの事業の成果についてということでございます。9ページをお開きいただきたいと思います。3ということで県営住宅の建築物状況という表がございまして。管理戸数の推移ということで、昭和55年がピークですずっと減ってきているという状況になっております。平成18年は15,849戸ということで、さらに少し少なくなっているという状況でございます。

それから2段落目のところが老朽化の進行ということで、グラフを見ていただきますと、昭和40年代に非常にたくさんの県営住宅をつくってしまっているといったことで。現在では、もう既に3,000戸を超える戸数が耐用年数を過ぎてしまっているというような状況にございます。

一番下の絵は、このまま推移しますとどんどん老朽住宅が増えていってしまうということで、どうしてもこのくらいの建替をやっていかなければいけないといったような表でございまして。この表でいきますと、大体150戸のペースでいっても、現状を維持するのにやっとなんといった表でございまして。年間150戸くらいはどうしても建替をせざるを得ないのかなということで。私どもの方としては、財政当局とお話をしていますけれども、なかなか予算のこともありまして、こんなにたくさんということにはなっておりません。現況で申し上げますと、本年度、公営住宅の改築で着工できたのは24戸でございます。これが今までの事業の概要でございます。

それから施設の利用実態というお話でございまして、1ページ戻っていただきまして8ページをごらんいただきますと、県営住宅のあり方というふうになってございまして。これは公営住宅法という法律に基づいてつくっておるという住宅でございまして。収入月額が20万円以下の方が入れるといったことでございます。

2の県営住宅の入居者の状況を見ていただきますと、第1階層という、これ一番、収入具合を全部で4等分しまして、4等分をした一番下の階層をさらに4段階に分けているといったものでございます。そういう方で、一番下の方が0から12万3,000円という収入の方

でございますが。こういった方が1万385世帯、入居いただいているという状況でございます。全体で見ますと、約70%の方が第1階層の方だという状況でございます。

入居世帯の方はその次のところで、生活保護を受けておいでになる方、あるいは母子世帯の方等々、いわゆる社会的な弱者と言われるような方が、ほぼ半数お住まいになっていただいているといった状況でございます。

またさらに家賃については減免という制度がございまして、特に収入のない方については減免をさせていただいているといったことで、減免の状況もそこに記載させていただきました。

それからあとは計画の見直しのプロセス、それから維持管理ということでまとめてご説明させていただきたいと思いますが、計画の見直しのプロセスにつきましては、若干前回のときに、人口面、あるいは小諸市の計画の中でもいらないといったようなお話をさせていただきました。

10ページをごらんいただきたいと思います。今後のあり方ということで、県営住宅のストックの活用ということで、もう新しくつくるということは考えておりませんものですから、どのように活用していくかということでございます。県営住宅の役割としまして、そこに3点ほど書いてございますが、こういったものでやっていきたいということでございます。

県営住宅の必要戸数につきましては、そこにグラフがございすけれども、平成42年には、全体の人口も世帯数も減るということでございまして。一応私も、今の計画では、平成42年を目標にこのくらいにしていきたいといった表でございます。公営住宅全体では、現在3万4,777戸ございすけれども、平成42年には2万9,700戸に減らしたいといったものでございまして。減らす手段として、県営住宅をなるべく減らせていただいて、あるいは県のものを一部市町村の方へ事業主体を変更させていただくといったようなことをさせていただく中で、県営住宅も全体として減らしていきたいということでございます。

その下に事業主体変更とか建替、それから用途廃止の方法といったものも若干記載させていただいておりますが、こういった方向でこれからの管理を進めていきたいといったことでございます。

次の11ページに、前回と若干ダブる部分がございますけれども、小諸市の人口と世帯数の推移ということで、1については、人口の推移を書いてございます。国立社会保障・人口問題研究所の推計でいきますと、まだまださらに伸びるということでございますが、現実に小諸市の場合は、平成17年度に4万5,499人というふうになっておりますので、小諸市の推計、それから県推計ベースというふうに書いてございますが、こういったものからしますと、県推計ベースよりもさらに少し少なくなっていくのかなといったことが推測されるのではないかとこのように思います。

世帯数につきましても、小諸市の推計ではまだまだ増えるといったことで、2のところでは世帯数の推移というのがございすけれども、県の推計ベースでいきますと、もう既に減っていくのではないかとこのことを推計をしている表でございます。

あと次のところに長野県の人口と、長野県全体の人口推計、それから合計特殊出生率の推移といったものを参考としてつけさせていただきました。説明は以上でございます。

(福田委員長)

何かご質問、ご意見ございますか。

(保母委員)

10ページのところの今後のあり方の一番上に、県営住宅の役割ですけれども、これは、もう一つよくわからないですね。障害者、母子家庭云々と、こうありますね。そういう機能を果たしていくと。それで(1)(2)(3)とありますね。この(1)から(3)までというのはどういうことなんでしょうか。

(小澤住宅課長)

全体的にはセーフティネットということ念頭に置いた上で、さらに、どういう地域なり、どういうところに県営住宅を管理していかなければいけないかといったことを言っております。市町村営住宅もたくさんございますので、基本的に私どもとしましては、住宅のことですので、やっぱり一番住民の方に密着している市町村に公営住宅をお願いするのが一番いいのではないかなというふうには思っております。

ただ、県営住宅も既に1万5,800戸くらいもうつくってありまして、そこに住んでいる方もおいでになります。それから、なかなか市町村もそれなりにつくって管理をしているということもあるものですから、そういった中で役割分担と言いますが、そういったものをどういうふうにと考えたらいいのかなということございまして。各市町村ごとにはそれぞれ公営住宅がございますが、ある一定の広域的と言いますが、そういった部分については県の役割の部分があるのではないかなというのが1番目のところでございます。

それから、そうはいてもやっぱり財政規模の小さい町村では、自分でもなかなか町営住宅なり村営住宅ができない。あるいはあってもごく少ししかないといったような町村もございますので。こういったところは、やっぱり県が公営住宅を管理運営していく必要があるのではないかなというのが2番目でございます。

それから3番目の件につきましては、今までは郊外へどんどん市街地が拡散していったといったような状況の中で、最近ではなるべく市街地に呼び戻そうといったこと、いわばコンパクトシティというふうによく言われておりますけれども、そういったこともございまして。県営住宅も確かに郊外や何かにもございますけれども、必要なものについては、やっぱりそれは残すべきではあるんですが、町全体の考え方として、市街地へなるべく持っていくといった中では、やっぱり利便性の高い市街地の団地を、改築をして残していったらどうかというのが3番目のところでございます。

(保母委員)

話を聞いたらそれなりにわかるんですけども。県営住宅の役割ということで、県がどういう住宅政策に役割を負うのかということであれば、今の説明を聞いたらわかるんですけども。(1)であれば、要するに県の広域行政としての役割を持つという点が1つですよ。2つ目は、こういうふう具体的に書いてしまうとわからないけれども、要するに県の補完機能としての住宅政策と。もうちょっとわかりやすいというか、明確にしておかないとよくわからない感じがします。これは本題と関係ありませんけれども、聞いてい

て何でこうなっているのかなと。

(福田委員長)

表現の問題というか、ずっと午前中から議論して、伝え方に問題があるということだと思うんですけども。ご説明いただいてわかったということでご了承ください。ほかに何かございますか。

私のほうで、1点質問です。この県と市町村の役割検討ということで、市に移管をしていくと書いてあります、県と市町村の役割検討という中に、住民に身近な行政サービスは市町村が窓口ということで、25年が経過した団地・土地とかと書いていらっしゃいますが。この辺の話というのは、市町村とはもう話を始められたりとか、こういった話をオープンにしたりということはもうされているんですか。

(小澤住宅課長)

事業主体変更そのものにつきましては、もう既に何十年という単位でやっておりまして。実際には、もう2,000戸以上のものが市町村に事業主体変更になっているといったことですが。それは今までの拡散してきた、県営住宅がどんどんたくさんつくられる中で話でありまして。これからは、県営住宅もそうですし、市町村営住宅も多分縮小されていくといった中で、市町村にとっていただきたいというお話なものですから、なかなか市町村の方も抵抗が強くて、とっていただけないと。

(福田委員長)

そうですね。市町村にすれば、維持管理ばかりを何か押しつけられてしまうみたいな感じがあると、この資料を見たら思ったんですよ。それで合意が難しい・・・

(小澤住宅課長)

ということもありまして、なかなか進まないんですが、話はそれぞれさせていただいております。ただ非常に厳しいなというのは現状ではございます。

(福田委員長)

そうですね。これ市町村の立場になったらかなり苦しいというか、今後の話ということですけど。

先ほども保母先生がおっしゃられたように、この前回の資料で、例えば人口の話だとか、いろいろコスト面の話、全体の財政の中から財政改革プログラムに乗ってこの縮減していくんだという話ですとか。老朽化した古い住宅や住居につきましては、入居者の移転がもうすべて完了しているとかということで、セーフティネットの話だとかに、今後の県が力を入れていきたい。そうした県営住宅の施策や考え方みたいなものを総合的に見て、そういったことを行う中で4億2,200万円が縮減できていくんだけれども、それでいいかどうかという、この話についてはいかがでしょうか。何か問題があるか、なければご了承いただけたものとしたいんですけども、いかがでしょうか。

(田口委員)

質問、11ページのグラフなんですけれども。国の調べた上のグラフからいくと、国の下降率に比べると、県が一番悪くて小諸市がその次にいいという、傾きがこんなに差があるんですね。それからその下のグラフだと、県ベースがかなり下がっていて、小諸市が上がっている。これは過疎化の平均をとるから県ベースが下がっているのか、その辺はよくわからないんですけれども。こういう開きというのは何が原因してこう出てきているんですか。

(小澤住宅課長)

これはやっぱり推計の、後ろの方に合計特殊出生率とかいったような表もございますが。どの辺の値をとるかということで、どうも違っているようでして。ある程度、これから出生率が高くなるというふうにとるのか、あるいは今と同じぐらいというふうにとるのか、あるいはぐっと減っていくといったところをとるのか。あるいはどこかの中間値をとるのかといったようなことで、どうも違っているようです。ちょっと中身のことがわからなくて申しわけございませんが。

そういったことで、国立の社会保障・人口問題研究所で言っているところの推計ベースは、既に今の国勢調査の結果から見ますと、それよりはもう既に下回ってきているというのが現況でございます。それから類推すると、小諸市さんなり、県推計ベースに近い形になるのかなという推計を私の方でさせていただいているといったことでございます。

(田口委員)

つまり、この下降の傾きの率の分を、全体の予算の削減というふうにつなげればいいんですけれども。その整合性みたいなものがあるのか、ないのか。そのとり方によっては、非常に問題が将来出る可能性も出てしまうわけですよ。だからその辺はしっかり見ることができるかできないかというのは別問題として、どういうふうに整合性をつけるのかというのは大事な問題だと思うんですよ。

(小澤住宅課長)

この人口推計だけで、小諸市の公営住宅を全部でいくつにしようということはなかなか難しいのかなというふうには思っています。いずれにしても推計値ですので、必ずしもそういうふうになるというところでもないといった部分もあるかと思います。

今、全体的に世帯数に対しまして、長野県ですと大体4.4%ぐらいが公営住宅にお住みになっていただいているといったことございまして。将来的にも同じくらい、小諸市とか、小さく分けるとなかなか難しいのかなと思いますが。県全体としては、同じくらいの推移でいったらどのくらいになるのかなといったような推計をさせていただくと、先ほどの、今、公営住宅全体で、10ページのところの2段落目の表なんですけど、2万9,700戸くらい、平成42年でそのくらいで多分いけるのではないかなという推計をさせていただきまして。それに合わせて、それぞれの団地をどういうふうにするかといったことを考えさせていただいているといったものでございます。

(福田委員長)

判断の根拠ですね。でもその根拠が明確になっていけば良いのでは。これはばらつきがあって仕方ない範囲なんで、その根拠については、今、ご理解いただけたか。世帯数として減っていった、その4.4%ぐらいのシェアは一応考えていらっしやると。

(保母委員)

この見直しについては、相当検討されてきているからこれでいいと思いますけれども、今、言われた人口のコーホート(法)での趨勢ですよ。これと住宅との関係はどうなっているかというのは一つあるけれども、それは抜きにしても、人口推計をそのコーホートで、将来もこういう傾向で減っていくとか、増えていくとかというだけではない形で、それは趨勢型で。

もう一つは、政策付加型といたらいいんでしょうか、政策を追加型ね、というのの推計というのはあると思うんですよ。長野県の場合には、あまり一つ一つの市町村を見ているわけではないんですけども、全国的にも農村部の人口は大幅に今減っていますよね。減っているから、これは、今、例えば1,000人いると。その何年後には700人になると、趨勢はそうだと、おそらくそうふうになるんですよ。700人になるから、それはそれでほかの政策も700人に合わせたらいいかということ、そうではなしに、長野市へあるいは東京へという、この集中傾向の中で、では長野県の人口についてどうするかと。放っておいたら700人になるのを、850人ぐらい、これぐらいないとやっていけないという形で政策を追加していくというようなこともあり得るわけで。だから人口だけで、人口決定論ではないけれども、これだけで決定するというだけでももちろん、県の方もないでしょうけれども。そのあたりはちゃんと見ておかないといけない点があるんですよ。

もう一つ言うと、これは言ってもむだだと思うんですけども。住宅の担当のところ、県営住宅だけを見るのか、それともその地域の住宅全体の質の問題から数の問題から、これ全体にどのように政策を広げていくのか。これは、今、非常に大切な点ではあるですよ。というのは、農村部でいくと、先ほどちょうど聞いたところですね、10ページ目の、さっきの(2)です、上のところの。過疎地域、小規模町村というのも出ていますよね。これは金がないから自分たちでやれないというのがあるんですけども。こういった地域に、では今の団塊の世代が、東京で、名古屋で、この人たちが、いや長野県だったら住みたいと、しかも空き家もたくさんある。あるいは公営住宅、これどうするのかという、その全体としての人を住まわせていく上で公営住宅がどういう役割を持つとかね。さまざまなそういう配慮も必要かもしれない。これはやっておられると思いますけれども、住宅政策全体としてね。その中で、民間だけではできないところを公共部門が責任を持つという。何か全体の政策枠ですよ。おそらく考えていかないといけないでしょうね。

(福田委員長)

資料の、この質問、資料請求の事項というところの一番上ですよ、「住まい方」とあります。県全体として人口、もう減っていくのは全国なので仕方ない中で、どう維持しようとするのか、どこから招き入れるなりの手を打つのかとか。今後公共的な役割としては、県なり市町村なりがどう住むということに対して支援していくとか、その

辺の話ですよ。

そういう全体の話がある中で、県営住宅をコストも難しいからどうするという流れが見えると、わかりやすかったなということですよ。検討ををされているのはわかっているので、資料の出し方を分かるように工夫してください。

委員会としては了承させていただくということで、資料の追加もしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(福田委員長)

では、どうもありがとうございました。

(小澤住宅課長)

どうもありがとうございました。

(福田委員長)

そうですね、3時前にもう10事業終わってしまったので、まとめに入る前に、3時5分ぐらいまでちょっと休憩をとりまして、それでそこから次の審議をします。

まず、委員会提言のまとめ方については、3通りぐらいあるのかなと、今、思っています。1つが、もう一回2月に、一応13日でしたか、委員会開催予定があるということですが、その日に集まって議論をして、みんなで練り上げていくという方法があります。

2点目としては、私とか、事務局と私なんかで叩き台をつくって、メールなり郵送なりで皆さんに読んでいただいて、まとめて赤字なり戻ってきたものを、皆さんの意見も入っているものとして再整理する。2月は開催せず、最終案を3月に諮るとか。

まとめ方を次の3時5分からちょっとお話ししていただいて、あとはこの委員会の運営とかについて、塩原委員様も現地調査の仕方についての意見がおありということだったので、そういったことも、運営の事務局の方にお話をいただいて、4時ぐらいには終わりにしたいと思います。

それではちょっと休憩とさせていただきます。

(休 憩)

(福田委員長)

時間もまいりましたので、まとめということで進めさせていただきます。これから話し合いますことは、10事業について、一応資料として審議してほしいと言われたものについては了承したということです。

これから話し合うことは2つです。1つが日程ということで、一応了承した中で、どういう形で日程をとって、集まったりまとめていったり、最後の意見書を形づくるかという

ことです。2点目として、何をまとめるかということです。

日程の進め方、こちらの方から先にまいりますと、さっき申しました3つの方法があります。1つは、予定どおり2月13日に開いて、まとめ方なりをワイワイやりながらまとめる。さらに最終案という形でもう一回やって、それまでにメールとかをやって確定ということですね。第4回は逆に開かなくていいのかもしれませんが。次回深くみんなで骨子だけをつくっておいて議論をしてという方法です。あとはメール、郵送で確定してしまうと。

2つ目としては、たたき台がないとなかなか議論というのもできないので、今までの議事録ですとか、今日まとめに出てきたいろいろな意見とかを、たたき台でとりあえず事務局と私の方で用意しまして、それをメールでやりとりして、それを1回皆さんの意見を反映した形で整理したものを、最後の3月の委員会に諮ると。

3つ目としては、大体もう出尽くしていますので、まとめ方とか、ここでどういうポイントだけは書き込もうということが決まったらもう集まらないで、もうすべてメールなり郵送なりで、たくさん書いていただいて構わないんですけども、たたき台に赤を入れてここでやって、事務局でまとめていくというやり方ですね。3つぐらいあると思うんですが。

(内山委員)

ちょっとよろしいですか。私、あとで説明いたしますが、今回の10事業のほかに、もう一つ事業を追加して評価監視委員会にかけてほしいと。それが、この前の日程では2月13日に次の評価監視委員会が予定されていたので、そこまでに資料をそろえて、それを審議していただきたいと。事務局の方でどういうふうにお答えになるかは、それは伺ってからです。もう一つちょっと、当然かかるべきだという事業を申し上げたいと思います。

(中村委員)

ちょっと私、今の話なんだけれども。最初の委員会的时候に、その話をもしあれでしたら委員長さんの方からお出しただいておけばよかったと思うんですけども。今ここへ来て、またここで、お互いに皆さん確認し合った最初の資料の中で、それが了承されて、今、ここまで進んできているわけですから。これは今後の課題として事務局に提案をしておくにしていたらかないと、ちょっと私は審議が最初からまたずれてしまうのではないかなという感じがしていますけれども。

(内山委員)

確かにそうなんですけれども。1回目だということもありましたし、調査資料、つまり私が考えている事業についての、6年前からの評価監視委員会が出された資料、議事録、そういったものを全部洗い直すのがちょっと時間かかりまして、それで1回目に出せなかったということなんです。あとでそれはご説明いたします。

(福田委員長)

それを入れるか、入れないかということの話もありますけれども。今の議論ですね、私、勝手な個人の見解を申しますが、提言のまとめ方の方を先にいきます。

まず、何をまとめるかというときに、評価のあり方といったときに、皆さんから意見をいただきました。これ5年、10年、15年と出てくる。そして最終的なコスト縮減、設計変更、こういうやり方ですね。今回はこれで認めたということですが、資料の出し方で請求もいっぱいありました。今後、いろいろな分野において、今回の対象事業以外にも、県の職員の皆様がこの評価委員会にかけるとした事業だけじゃないという話。

また、県民に早く諮るとか、その環境の関係の方や専門家とかに諮っていく中で、ストーリーというか哲学というか、1つの事業、その1本1本道路にしても、河川にしても、その考え方や見せ方や説明の仕方というのが、職員の皆さん、まだすごく難しくいらっしゃる。委員会を超えて、県民だとか、もっといろいろな関係者なりが議論し、マスコミでももっと報道して、「事業のあり方」というのを広く知ってもらった上で、意義がある議論がしていけるのかなど。今回は、最終的には、保母先生も言われていましたけれども、これで承認するしかないでしょうと。でも承認するというだけでも、決して反対の中でしたわけではなくて、一応は納得しているんです。だからその資料のつくり方なり、この5年、10年でチェックする考え方なりは、長野県としての仕組みがあるのかどうかというようなことですよね。こういうことはまとめていきたいと。

もう1点が、それに関連して、評価委員会のあり方だと思うんです、監視委員会の。こういったものが公開されたときに、県民の皆さん、サイレントマジョリティがすごく多くて、関心がない。やっぱり事業の是非は県民の皆さんの責任であるんですよね。これは私の個人的な意見ですが、この資料を誰と合意するかといったときに、私たち監視委員会、委託されてきておりますけれど、本当にこれを良しとする権限というのが本当にあるのか、ないのかというのは、非常に難しいところだと思うんです。確かにすごく専門的な見地をそれぞれ持っていますし、計画をつくるということ、住民との折衝とか、私も相当いろいろなところでやっていますから、はずさないとは思いますが、でもそういった人間たちが、これはいいです、こういった視点を入れるべきですとかと言っても、道路にしましても、河川にしましても、地域の住民さんが「どうでもいいや」と思っていたら、実は公共事業というのは理念や良し悪しだけでは言えない部分というのも非常にあります。

では本当に公共事業の評価委員のあり方は何だろうというのは、多分、今回、委員の皆様もあると思うんですね。その辺も多分、今回出てきたことなので、まとめられると思います。計画論、政策論とかを、そういったデータのよし悪しでやっていく。でも本来大事なことは、県民の責任というものもありますし。その辺なんかもまとめる必要はあると思っています。

だから最初にたたき台が必要かなとか思ったんですけど。ほかに皆様、どのような論点なり、まとめなりをやっていけばいいか。今、言われた内山委員さんの浅川ダムの事業というのはまた別の話なんです。今、私の言った2点はまとめますけれども、いかがでしょうか。ご議論、その論点をやるとしたらどういったまとめをしていけばよろしいでしょうか。たたき台があった方がいいですよ、議論に。

(中村委員)

ちょっと事務局で、今言ったように、一つのあれをつくってもらって。今もメールで細

かく送っていただいていますので、それを使うというのも、お忙しい皆さんだから、一つの方法ですね。

(福田委員長)

そうですね。今日も意見がいっぱい出たんですけど、河川にしましても、道路にしましても、そのとらえ方とか考え方というのはもう共通だったと思うんですね。その共通という部分をやっぱりまとめながら、評価のあり方、県としての仕組み、長野県独自の仕組みみたいなものが考えられるんじゃないか。さらには評価委員の責任なりあり方なりですね、その辺はちょっと書けると思います。

たたき台を事務局と私の方で作って、1カ月間ぐらいですか、皆様とファックスでも構いません、郵送でも構いませんけれども、侃々諤々もうやりまして。5ページ、10ページぐらいのものと思いますが、皆さんの意見なりを反映させたものを用意しまして、3月に最終的に皆さん集まってご議論するというところで、よろしいでしょうか。

(委員一同)

いいんじゃないですか。

(福田委員長)

ではそうさせていただきます。それでたたき台、議事録とかもありますので、皆さんもどんどん言っていただくということで。ではそこはそう進めたいと思います。

あと、言われた内山さんの件ですね。これ事務局、先ほども河川の課長様が言われていましたけれども、浅川ダム事業を今、審議するかどうかについて。これは、5年、10年という中に載ってこなかったということかもしれないんですけども、その辺について？

(内山委員)

いや、いったん載って、説明しましょうか。いったん評価監視委員会で、2度にわたって事業継続を承認している事業なんです。具体的に言えば、浅川ダムです。その評価監視委員会の審議の内容、あるいは県の事務局から提出された資料に非常に間違いがありました。その間違いのあるものに基づいて事業継続を承認していると。

(福田委員長)

これはいつの審議ですか。

(内山委員)

では言います。あとで事務局の方からお答えいただきたいんですが。平成10年12月に第1回の評価監視委員会が開かれているんですが。その第1回の監視委員会の中の2回目の会議で、浅川ダムの資料が出て、そのときに事業継続が承認されています。ところが、総事業費はそのときに既に約400億円という事業費だったんですが。その計画変更前の330億円という事業費でもって、ダムの高さ、ダムの体積、あるいは地滑り対策、これが全面的に変更されているわけですが、それを変更しない古い計画のもので資料を出して、事業計

画の承認を求めたわけですね。したがって、私はこの評価監視委員会の審議が、事業継続の承認そのものに重大な瑕疵があると、おかしいというふうに思っております。

それでそういうことを言いまして、意見書を出したりしましたら、その翌年の、平成11年6月17日に、11年度の2回目の評価監視委員会に、今度は古い計画ではなくて、約70億円増えた新しい400億円という事業費の浅川ダム計画と、それから先ほど言いました計画変更の内容を出しまして。ただし費用対効果、これはしっかりと見直されておられません。前のときは330億円で、費用対効果はB / Cと言いますけれども、これが4.72でした。そのままでって次のときも何とか、当時は金子八郎さんという方が委員長なんですけど、委員会はそれをおかしいと、資料の出し方がおかしいというようなことまでは言ったんですが、当時の土木部長は、振り出しに戻さないでくれというような要請をして、そういうこともあったかもしれませんが、再度事業計画を認めたと、事業継続を認めたと。

そのあとで平成12年には、ご存知のように田中康夫知事になりまして、知事になってから1カ月後に浅川ダム計画を一時中止して、そのあと条例で治水・利水ダム等検討委員会というのをつくりまして、中止を本決まりにしたと。中止の期間が、4、5年というか、5、6年にわたったものですから、評価監視委員会では、この浅川ダムの問題はその後かかっていないわけです。だけど、前の監視委員会で認めたときの資料には欠陥があるわけですから、その事業継続の承認そのものが有効であるのか、有効でないのかと、まずそこから洗い直す必要があるだろうと。ここで3月くらいまで・・・

(堀内技術管理幹：事務局)

すみません、内山さん。平成15年12月に浅川ダムは中止ということで、この監視委員会から意見具申が出ていることはご存知ですか。

(内山委員)

平成15年12月ですか。15年12月というのはちょっと見ませんでしたけど。

(堀内技術管理幹：事務局)

これが、いわゆるダム全体の見直しをやりましたね、ほかのダムも含めてですね。そのときに、監視委員会に一括してかけまして、15年12月17日に、浅川ダムについても、県の案のとおり事業を中止されたいという意見が出ておりまして。現在、この監視委員会からの意見は、中止ということが監視委員会からの一番新しい意見です。

(内山委員)

そうですね、15年12月ですね。それは、ではあとで。

(堀内技術管理幹：事務局)

これが現在、生きているということですね。中止ということで生きているということです。

(内山委員)

中止で残っていると。ところがここで村井知事になりまして、村井知事がダムありからダムなしまでと、検討するというところで、河道内遊水地という名前の穴あきダム案まで含めて、近く県の方の案というのが出てくる気配があるんですね。そうすると中止になったものがもう一度出てくるということだとすれば、この評価監視委員会としては、ではいったん事業継続を認め、今のお話だと、そのあと中止になっていると。だからかけないということなのかもしれませんけれども。ここで評価監視委員会としては、2度3度にわたってかかった浅川ダムというものを、当然この事業評価監視委員会にかけてしかるべきだろうと、私は思っているわけです。

(堀内技術管理幹：事務局)

それで、いずれにしましてもダム中止ということで監視委員会から出ておりますので。これでまた計画が変われば、監視委員会の意見を求めるということにはなろうかと思えます。もし変わればですね。ちょっと現時点では何とも申し上げられませんが、ダム中止ということに関して計画が変更になれば、この監視委員会に意見を求めていくという手続は出てくると思っております、事務局としましては。

(内山委員)

そうですね。

(福田委員長)

それは一番適切ですね。

(内山委員)

では、1回目のときの浅川ダムがどういう資料で審議されて事業継続が承認され、2回目もそれで承認され、平成15年12月ですか、中止になっていると。そういう資料と、それから当時の評価監視委員会に対して、私はA4で資料を含めて10ページちょっとの意見書を出しております。そういうようなものを含めて、浅川ダムに関してどういう経過をたどっているのかということ、この評価監視委員会の皆さんにやっぱり、中身はどうだったのか、どういう経過をたどってきているのか、ここで審議する必要があるのか、ないのかということ、次回の委員会までに事務局の方でもって、一式の資料を用意していただきたいと思うんです。

(堀内技術管理幹：事務局)

先ほど申し上げましたとおり、県の方では、計画が変更になれば監視委員会にかけるといことですので、現時点では、そういった資料は提出する必要はないというふうに考えております、事務局としましては。

特に内山さんがお求めであれば、その資料は我々の方でまたコピーして、内山委員の方に差し上げることはもちろんできますけれども。それは計画変更がきちっと決まった段階で、またこの委員会にかけるといことを考えておりますので、そういうことをご理解いただければと思います。

(委員)

既に結論が出たものですから。

(福田委員長)

そうですね、中止ということ。今も中止というわけですから、もし動くようなことがあれば諮っていただくと。今ここでお約束いただいたということ。今、内山さんが言われたような、平成10年のとき、今から8年前に戻っての資料ということでしたが、今でも中止となっているわけですから、そのときの資料の過ちをこの委員会で追求するか、しないかということですね。皆様、どうでしょう、する必要性は？

(平野委員)

いや、手続としてはもうお答えいただいたとおりでいいと思いますよ、それは。ですから改めてそれが出てきたところで、また新しい委員会がやるというテーマであって、このコンテンツからはやっぱりはずすべきですよ。個人的な思いはおありなんでしょうけれども。

(内山委員)

いや、個人的じゃなくてね、評価監視委員会が、平成10年12月に事業継続を認めた。それに基づいて、11年3月に、仮排水路と言いますけれども、建設工事が着工しているわけです。ただしその評価監視委員会は、地元住民に説明をなさいというような附帯条件をつけて認めたわけですね。その附帯条件を守らないで、住民説明もしないで着工してしまったということがあります。それはもう完成しているんですけども。転流工という工事ですけど、仮排水トンネルという工事ですね。そういうものができていると。

それから浅川ダムに関してはそういうことで、非常にゆがんだ形で県の事務局が間違っただけを出して、それでその資料が間違っていたということは委員会の中でも、私が意見書を出したせいもありますけれども、大分いろいろ論議の対象になって、それは議事録に残っております。そういう経過でもって複雑な経過を経てきているものが、改めてここで計画案として出ていくとすればやっぱり・・・

(福田委員長)

でも計画案としては出ていなくても中止だと思っんですね。それで、私、一言申し上げたいのが、今回の審議の資料でも、ゆがんだという言い方をすればゆがんでいると言う方もいるかもしれないんですよ。

中止になった、継続になったのある時点での是非を言い出したら、すべての事業について、過去にさかのぼって中止になったものから、正しかったかどうかとやっていかなくはいけなくなります。ゆがんだか、ゆがんでいないかというのも、個々の、それぞれの個々の評価がありますし、その当時、中止になった、もし浅川ダムをやるのだったとしたら、その今までやってきたもので中止になったものを全部ここに諮るくらいの「審議の平等性」が必要だと思っんですね。なぜ浅川ダムだけがということになってしまいます。

浅川ダムというものについては関心が高いということであるならば、もちろん監視委員ですから、評価監視を強めますけれども、今のように、当時ゆがんでいた、ゆがんでいなかったかということをごやる必要はないと思うんですね。

(内山委員)

いや、ゆがんでいたというよりは、その提出された審議資料に間違いがあったということです。ほかの事業については、そういうものをちょっと寡聞にして知りませんけれども・・・

(中村委員)

内山委員さん、さっき事務局が資料をお出しになっていただけのことですから、個人的にもしご必要であれば、それをいただくということによろしいではないですか。この私たちが働いた中のことはきちんとやっていくということで。皆さんもご理解いただいていると思いますけれども。

(福田委員長)

そうですね、ダムというものが非常に、田中康夫知事から引き継いで県民もマスコミも関心が高いところで。もし動き出したら、それはもう全国中が黙っていないことなんで、もう避けるにも避けられませんから。だからそこは、今、8年前にさかのぼって追及するというでなくても、動いたときに徹底して作り直しとか、資料請求はもう出てくる話です。そのときは、もうここにいる委員の皆様も、本当に議論をさかのぼってする必要はあるか、どの時点からするのかも含めて、その適切性、妥当性を含めて考えていく話です。

でもそのときも、当時の委員会のそのときの資料が間違えだということから始めるのか、本当に科学的・客観的にもう一回調査をやり直して新たにスタートを切るのか、そのやり方があると思うんですよ。公共事業というものに対しては時代も変わっていますし、私はもう逆に言うのだったら、調査なりをやり直してでも新たにスタートを切った方がいいと思うんですね。過去にさかのぼってたくよりですね。その当時の部長ですか、局長とか課長とかがいらっしゃるかどうかも含めてですから、私はそう思います。

(田口委員)

私も評価委員会の結論が無視されたということが明らかになれば、評価委員会でやっていくべきだと思うんですよ。今、事務局の話だと、中止が継続していると言っていましたよね。だから中止なんですよ。だからそれが無視された形で県が対応し始めた場合は、やはり評価委員会は口を出すべき問題だと思うので。その辺がちょっとあいまいになっていますね、今の中では。

(内山委員)

もう一つは、評価監視委員会が、地滑り等技術検討委員会というものの、その報告に基づいて、平成12年4月に2度目の承認をしているわけですが。その地滑り等技術検討委員会

の報告を求めるというのは、こちらの評価監視委員会からしているわけですね。ところがそのあとで、条例に基づいて、治水・利水ダム等検討委員会というのが答申をまとめているわけですが。これは平成14年6月です。それは、その前の地滑り等技術検討委員会の調査が調査不足であって、断層調査も、第4期断層を新たに確認したというような内容の答申を出している。そうすると、その2つの、評価監視委員会との関連で、地滑り等技術検討委員会があり、そのあとで治水・利水ダム等検討委員会の答申があり、それは評価監視委員会としては全然無縁のはずではなくて、直接の関連があるはずですが。そのあとの方の委員会の答申について、ここで議題になっていないわけですね。それはやっぱりやる必要があると思っています。

(保母委員)

ちょっといいですか。こういうことだと思いますけれども。先ほどの内山委員の方から出されたのは平成10年11年、監視委員会での確認点を問題にされておりますけれども、それについては、先ほど出されたように平成15年の12月、私もこの監視委員会にそのときにおりまして、現地も視察して、その上でこれ確認をしたものですよね。そのときに、いわゆるこの監視委員会としては、間違いがそれまでにあったとしても、あるいは資料の不足なり問題点があったとしても、その問題は監視委員会としては、既に克服されている問題だという解釈をすべきではないだろうかというふうに思います。それが1つの点ですね。だから今の段階でそれを議論しなくてもいいのではないだろうかということですよ。

それから2つ目の点で、これはちょっと確認をしておいた方がいいか、あるいは説明だけしていただいてもいいんですけれども。監視委員会では、先ほどの県の方からの話のように、この浅川ダムについては、これは中止ということでこの委員会では確認しております。それがこの委員会での結論ですけれども、その場合、例えば新しい、先ほどの情報が正しいとすれば、浅川地域の新しいダムですね、これが出てきた場合に、それはここでの監視委員会での確認事項、これをくつがえして再スタートしたいという形で出てくる場合には、これは監視委員会の、あなたのところの委員会はこういうふうに今までしているんだけれども、そうじゃない方向で進みたいのでひとつ再検討してくれという形で、その事業が始まる時点で、おそらく監視委員会でも検討せざるを得ないだろうと思いますよね。

そうではない方法で、例えば全く新しい計画として出されてくると。これは、前の計画は前の計画であれば終わっているけれども、全く新しい計画として出された場合に、監視委員会は、その事業が始まってから、それこそ5年後、10年後にかかわるということになるのか。それともその事業のスタート時点でかかわるのか、かかわらざるを得ないのか。このあたりの手続の問題は、ちょっとよく、私、結論をわからずに聞いているんですけれども、どのようなものなのかということはあるかもしれません。

(福田委員長)

そうですね、今のご指摘はすごく重要です。全く姿、形、名前を変えて、新しいダムとしてといったときには、この委員会に諮られるものなんではないでしょうか。

(内山委員)

いや、今のお話は・・・

(福田委員長)

県に聞いていますから。

(原土木部長)

従来の計画というのは、治水ダムでございまして、それとあと河川改修が、いわゆるそういう全体の、浅川の治水の中でのダム事業についてのみ中止になっております。それを、浅川治水をどうするのかという全体の中で、今、つくり上げているところでありますけれども。

計画については国の補助事業を受ける必要がありますので、補助事業を受ける際には、監視委員会の意見を求めた結果をもって国の方に説明することになります。それは計画が具体的になりまして、補助にたえられるだけのものになった段階で監視委員会の方にかける、そんな形になろうかと思っております。

浅川治水につきましては、いろいろなレベルで、河川整備計画の中でつくり上げるプロセスがいろいろございますので。そういうプロセスを経て、最終的に国に補助申請をする際には、この監視委員会で以前に中止という形になっておりますので、そこで審議いただいて、事業が進むことが適当だという意見をもらって国の方へ説明することと、そういうふうに考えております。

(福田委員長)

ということは、もうどういう形でも、新しいダムとかという形ではないにしても、浅川に関係するお話が出て、国の補助を申請するようときには諮っていただけるものと。それは委員の皆さん、今、皆さんが聞いたということで議事録にも残るということで、よろしいでしょうか。

(原土木部長)

浅川に限らず諮問河川が、砥川もそうなんですけれども、下諏訪ダムから、蓼科ダムから、それから事業中のダムはそれですね。それらにつきましても、全体の計画が確定した段階で監視委員会にかけるという形になっておりますので。砥川については暫定的に河川改修が進んでおりますけれども、ダムにかわる全体計画ができた段階ではかけますということでご説明してあるかと思えます。

(福田委員長)

ありがとうございます。ですからずっと今回、2回にわたって、今日も長丁場で議論してきたこの全体というところですよ。何を見るのかと。だからその課題のところ、今回も浅川ダムも含めて、浅川ダムという名前を出して書きますけれど、これも一つ例えばみたいなことでまとめると。今は中止ですが、委員会は監視を今回していけるんだということも、ほかの形でまとめることでよろしいですか。

(保母委員)

いいでしょうか。今のやり方でいいと思いますけれども。ただこういう問題もあるんですよね。例えば長崎県の、全国的にも有名になった諫早ですよね。あれが最初は南部総合開発計画と。目的としては農業用地の造成干拓だったんです。それはもう一度やめるとなったんですね。そのあと今もやっていて、いろいろ、いいの、悪いのという議論はありますけれども。今やられているのは、あれは、昔のいわゆる南部総合開発の農地の干拓ではなくて、今やられているのは防災事業なんです。中身は同じなんだけれども、同じと言ってはいけないけれども。だから名称が変わっておるんだけれども、そういうこともあるんですよね。

そうするとここで、だから監視委員会で、それまでの、先ほど出た治水・利水ダム等検討委員会ですか、そのあたりの検討を踏まえて、ここで中止というので了承を監視委員会はしたわけですけれども。それとは違うもの、違う名前でも、戒名が違っておったと。そうすると、これはかけるべきものかどうかという、そのあたりの手続の問題があるんですよね。

(福田委員長)

目的を変えてということでは・・・

(原土木部長)

目的を変えると言いますか、浅川については治水をどうするかということですので、治水の施設をどうするかという事業は国の補助を受けなければなりませんので。事業は、名前が変わることはまず当然ないと思います。総合的なものではございませんので。治水施設のみをどんな施設をするかという計画でありますので。ですので、今回いろいろ、今、検討している中で、具体的に住民の皆さんに説明して、それから学識者の意見、それから地方自治体の意見、これらをすべて踏まえて上で計画が具体化しますので。そういう中で、最終的に補助に持ち上げるころまでいった段階でご説明をするようになるかと思いません。ですので、単なる看板を書きかえるような、そんなような内容ではございませんので。

(保母委員)

いや、だから中身としても工事内容も変わるでしょう。そのときに、これまでは治水だったけれども、それが総合多目的ダムにしる、総合的な名称と総合的な内容とか、こうした場合には、これは同じ事業だというふうに見なされるものかね。いや、それは違う事業だから、5年間たってから監視委員会にかければいいと、こういう話になるか。それは、ないと言われればそれはいいんですけれども。

(原土木部長)

それはいいですね。とにかく浅川についての事業は一時中止で、監視委員会の意見を聞いた段階で、国の方に補助という形で明確になっていますので。その施設の形がどうであろうと、補助を受ける際にはご説明するようになるかと思います。

(保母委員)

そうですか。

(福田委員長)

今、「ない」と断言をいただいたということで、議事録にも残ります。それがあればと思います。ですから、先ほどどこかのところで事前、事後、事中の評価というか、この監視委員の評価のあり方も考えなければいけないというのがありましたよね。だから5年、10年、15年。だからそこも課題と書いていくということとラップさせて、この問題ははっきりまとめたいと思います。それで、よろしいでしょうか、内山さん。

(内山委員)

私は評価監視委員会そのもののあり方が、例えばあとで、半年後ぐらいに提出された審議資料が間違っていたと、ミスがあったということまではわかったわけですよ。わかったんだけど、事業継続を、そこで費用対効果とか、中身をほとんど論議しないで、県の要望どおりに事業継続を認めてしまったという、この評価監視委員会はそんなものでいいのかということがあると思うんですね。そのあとで、治水・利水ダム等検討委員会の答申が平成14年6月に出ているわけですが・・・

(福田委員長)

でも、古い話で、今そういうのは変わってきて、そこから田中康夫知事が出て、そこからあと、そのあともやっぱり中止でいこうとあります。そのときの話は、さっき保母先生が言われたように、もう無効というか、克服できたんだと、そういう意識でいいと思うのですね。

(内山委員)

だから中止になったものが、もう一度頭を持ち上げて浮上してくるとしたら、それは当然、評価監視委員会で改めて対象として中身を審議すべきだろうというのが私の意見です。

(福田委員長)

そうです。そうするというので決まりました。

(田口委員)

県がそういうふうにすると言っているから。

(保母委員)

部長が言われたんですから。

(福田委員長)

もうするというので決まりましたし、そういった名称で看板のかけかえはないという

ことも言われていますので。そういうことでご了承いただきたいと思います。

では、まとめもそういう形で、私の方で事務局と相談して進めるということで。あと1点、塩原委員様が現地調査のあり方について、何かお話がということなので、事務局の方に。ではお願いします。

(塩原委員)

この前4つでしたか、見せていただきましたけれども。ほかの現場は見せていただいているので、雪があるから見れないということであればしょうがないと思いますが。どうなんでしょうか、それを見せただけなら、その方がいいと思いますけれども。

(堀内技術管理幹：事務局)

基本的には、やっぱりこの委員会でかける案の場所を全箇所見るというのは、これまでまず物理的な問題として不可能ではないかというのが今までありました。やっぱりこういう書類等でどうしても判断がつかないもの、あるいは規模的にやっぱり現場へ行って確認をしないと判断がつかねるものを選んで現場を見ましようというのが、基本路線で来ておりますので。

特に今日の書類審査等でどうしても判断がつかねる、継続するのか、中止するのか、判断がつかねるということであれば、また現場の方を考えなければいけないんですけれども。この書類の中でそういったことが判断できれば、基本的には、現場につきましてはもうこれで、今年度につきましては終わりということで考えております。

(塩原委員)

そうですね、わかりました。

(福田委員長)

来年、ここのメンバーの方々に継続するということなので、来年挙がってきたものについては、もうちょっと暖かい時期で、少しでも多く見れる雪のない時期でというか、そこに配慮いただければ。

(堀内技術管理幹：事務局)

そうですね。今年はちょっと災害等ありまして、ちょっと時期が遅くなって申しわけなかったんですけども、すみません。

(福田委員長)

ほかに何か、事務局の方にとか、何か委員の間でとか、何かありますか。

(平野委員)

委員長さんのまとめていただく中に、先ほど来再三出てきておりますので、ちょっと重複するようなこととなりますけれども。やはり途中までもうできてしまっていて、あと300メートルか、100何メートルというような事業について審議するというのは、何か追認とい

う形を、形式的に踏むだけしかないというような思いがするんですね。

しかし、やはり財政状況が厳しい中で、どういうふうな総合的な道路にしても、下水道事業にしても、政策をたてるべきか。先ほど来、保母先生が随分質問なさってください、それはよくわかったんですが、もう下水が100%いっても、その他のものでやはり諏訪湖の浄化はいま一つそこまで到達しないというようなことになると、もう少し総合的ないろいろなものを、事業に着手する前にやはりラフな案でもいいから出していただいて、やはり現場を見たり、あるいは専門家の意見をそれにつけてもらって審議するという、そういう役割がもうちょっと必要になってくるかなというふうに思います。そんなこともやはりまとめの中で付記してくださるというか、あるいは重視していただけたら、やはり県民のためになるかなというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

(福田委員長)

チェックのあり方ですね。さっき言った5年、10年というのはいいかということもありますし、その総合性というか、その縦の事業の、ここまで工事したから次も...という発想ではいけないと。そういった幅広く見る、そのつくる1本の事業として見るのではなくて、その一つの事業の地域に与える意味というか、そういう点からやっぱりいろいろな1個1個見ていく必要があるというような、その見方ですね。チェックの仕方、チェックの視点というか、そこを今ご指摘いただいたような形でまとめたいと思います。ほかに何かございますか。

(田口委員)

今の意見と同じようなことなんですけれども、やはり今回の10諮問に関しても、その優先順位が本当にあるのかなのかというのは、ほとんどわからないんですよ。この評価監視委員会の本来の目的というのは、全体の中でどのぐらいの優先順位でやろうとしているのかという、その辺をしっかりと把握して全体を見通すことができないと、本来の評価委員の責務を果たすことにならないので。

今回のやつも、やはり私はもうちょっと代替案が、こういう案、ああいう案があるというようなことを出してきて、その中で県がやろうとしていることがどうなのかという、そういう諮問の形態をとってもらわないと、なかなかもう結論が先にあって議論が進んでしまっているというのが実情だと思うんですよ。だから私なんかは、もうちょっといろいろな意味で代替案を検討して、それで選びたいという。その辺がないから、現場を見ないともうわからないということがどうしても先に出てしまうんですよ。だからもうちょっと諮問のやり方を変えて、あるいは我々にその諮問を出すときに当たっては、その辺のことを考慮した書き方をしてもらいたいと思います。

(福田委員長)

ですから第3回目のときには、たたき台だから、今回の案はこれでいきましょうとなったとしても、その次の、2年あるわけです。ですから、審議のやり方については、逆に県のご担当からこういった資料が出てくる前に、何かあってもいいのかもしれないですね。それはちょっと、今、議論ができないことなんですけれども。次の3月のときに全部まとまった

時点の中で、今のお話は深めてもいいのかなと思います。

ほかにございますか。

では、ないようですので、事務局の皆様、何かございますか。

(堀内技術管理幹：事務局)

今回は3月ということで、日程調整の方は、事務局と各委員さんとさせていただきます。

(福田委員長)

よろしくお願いいいたします。

(塩原委員)

2月じゃないの。

(田口委員)

2月13日はやらないということですか。

(福田委員長)

2月13日はやらなくして。それでたたき台を皆さんに対してお送りします。それで、バシバシ読んで書いていただいて、みんなの間でメールで飛び交うみたいな形でお願いいいたします。

それでは10時から始まって随分長いこと、今日はお疲れ様でした。議事録を最初に塩原様と田口様にチェックいただいて、それでまたみんなでチェックしてという中で、2回にわたっての議論というか、かなり有意義なご意見をいただきましたので、まとめてお諮りしたいと思います。随分長いこと、今日はどうもありがとうございました。

(内山委員)

一つすみません。平成14年8月に、私、評価監視委員会に意見書を出しておりますが、そのときに、今申し上げた平成10年から13年9月までの県の事務局案と、それから評価監視委員会と、それからその他の動きの経過を資料としてそのときにつけました。A4で、10何枚のものですが、その経過だけを1枚で焼いてきましたので、よろしければ皆さんに差し上げたいと思います。

(福田委員長)

ではそれを・・・

(内山委員)

事実経過だけです。

(福田委員長)

では配りましょう、回してください。

4 . 閉 会

(事務局)

どうもありがとうございました。これで第2回の評価監視委員会を終わらせていただきます。